平成一四年一二月一八日宣告 裁判所書記官 平成一一年刑(わ)第二七三一号、第三一七七号、第三五七五号、平成一二年刑(わ) 第六〇六号、合(わ)第四八一号 暴力行為等処罰に関する法律違反、恐喝、恐喝未遂、銃砲刀剣類所持等取締法違反 被告事件

> 被告人を懲役一五年に処する。 未決勾留日数中六六〇日をその刑に算入する。

(罪となるべき事実)

被告人は、A寺住職Bらに対する街頭宣伝活動等を行っていた政治団体C党の最 高顧問であったが、

第一 C党党首Dと共謀の上、平成一一年四月一日午後四時一二分ころ、東京都世田谷区のA寺墓地内において、同寺の警備員E(当時三二歳)に対し、被告人が右Eの後方から右腕を同人の首に巻き付けて締め上げるなどの暴行を加え、右Dが右 Eの所持していたビデオカメラを取り上げ、右ビデオカメラ内からビデオテープを 抜き取るなどし、さらに右ビデオテープの返還を求めようとした右Eに対し、被告 人が「殺すぞ。」などと語気鋭く申し向け、右Eの生命・身体等に危害を加えかねない気勢を示して脅迫し、その旨同人を畏怖させ、よって、同人から右ビデオテー プ一巻(時価八〇〇円相当)を喝取し、

第二 C党員であった分離前の相被告人Fとともに、平成一一年九月五日午前一〇 時四五分ころ、東京都世田谷区のA寺境内のB住職方西側外壁付近において、同寺 境内を警戒中の警備員G(当時四一歳)に対し、被告人が右Gに近づき、至近距離で同人をにらむようにしながら、「てめえ殺してやる。」と語気鋭く申し向けるな どし、右Fが右Gに体当たりする気勢を示しながら同人に近づき、至近距離で同人 をにらみ付けるなどし、こもごも同人の生命、身体等に危害を加えかねない気勢を示して脅迫し、もって、数人共同して脅迫し、 第三 被告人が同乗していた普通乗用自動車とH(当時五五歳)運転の普通乗用自

動車とが接触した交通事故に関し、右Hに因縁を付け、同人から迷惑料名目で金員

「東京都は日本のでは、

「中では、一年の代理人である弁護士 I に対し、「俺のほうとしては一人五〇、それなりに忙しい人間が乗っていて、一人五〇万掛ける四人で二〇〇ぐらいは考えていた。

「これるのではなる。一〇しいる全類が出ると思っていなかった。ただ、先生の顔 た。そちらのほうから二〇という金額が出ると思っていなかった。ただ、先生の顔を立てて取りあえず一〇〇、内容としては二〇万の四人分、それに上乗せ二〇万という形で一〇〇という線であれば構わない。」「とにかく明日までに連絡をよこせ。連絡をよこさなければ直接会いに行く。うちの若い衆を毎日交代で行かせる。我々の場合には名前がこういう形だから一般人の方は名前だけで驚く、恐怖を感じるということもあるければも、我々のほうがちょっと動くとすぐに整察に見るつけることもあるければも、我々のほうがちょっと動くとすぐに整察に見るつけることもあるければも、我々のほうがちょっと動くとすぐに整察に見るつけることもあるければも、我々のほうがちょっと動くとすぐに整察に見るつけ るということもあるけれども、我々のほうがちょっと動くとすぐに警察に目をつけられる。だから警察に捕まるような形はやらない。ただ、こういう時期だからまあ若いもんが会いに行ってどうなるかは俺は知らない。」「本人のほうには、あの人 も社会的に地位がある人だろうから金が大事なのか命が大事なのかよく伝えておい てくれ。」旨などと語気鋭く申し向け、同日午後五時ころ、東京都千代田区のJ法律事務所において、右Iをして右Hにその旨伝えさせて金員の交付を要求

平成一一年九月一七日午後五時一五分ころ、右Ⅰが横浜市中区の横浜地方 裁判所から被告人の携帯電話に電話をかけ、被告人に、「迷惑料は二〇万円で何と かならないか。」旨申し向けた際、右Iに対し、「分かった。もういい。先生は代 理人だからしょうがない。あとは直接本人と話をするから。明日からすぐ行くか ら。」「本人のほうに金が大事なのか命が大事なのか伝えておいてくれ。」などと 語気鋭く申し向け、同月二〇日午後五時三〇分ころ、前記 J 法律事務所にいた右 I をして東京都港区赤坂の事務所にいた右Hに電話でその旨伝えさせて金員の交付を 要求し、

この要求に応じなければ、右Hの生命、身体等にいかなる危害を加えるかも知 れない気勢を示して同人を脅迫し、同人を畏怖させて、同人から金員を喝取しよう としたが、同人が警察に被害を届け出たため、その目的を遂げず、 第四 Kと共謀の上、いずれも法定の除外事由がないのに、平成一 -年九月一八日

午前三時三六分ころ、東京都杉並区のL方前道路において、走行中の普通乗用自動

車内から同人方に向け、けん銃一丁で弾丸二発を発射し、もって、不特定若しくは 多数の者の用に供される場所において、けん銃を発射し、

第五 A寺の元僧侶であるM、C党党首D及び同寺の墓地管理等を営む有限会社N石材店の取締役Nと共謀の上、B住職(当時四七歳)から金員を喝取しようと企て、平成一一年四月二七日ころから同年一○月一五日ころまでの間、

- 一別紙番号一一、同一四ないし一八及び同二八の各欄記載のとおり、いずれも右B住職に対し、暗に金員を要求するとともに、その要求に応じなければ、同人及び同人の妻Oの生命、身体及び名誉等に危害を加えかねない気勢を示し、各犯行当時A寺内にいた右B住職を脅迫し、
- 二 別紙番号二四ないし二七、同二九ないし三七、同三九、同四一、同四五、同五〇、同五二、同五四、同五五、同五七ないし五九、同六一、同六三ないし六五、同六七、同六九、同七一、同七四、同七五、同七八及び同七九の各欄記載のとおり、右B及び右〇の身体、名誉等に危害を加えかねない気勢を示し、各犯行日欄記載の年月日ころ、A寺内において、同寺の警備員を介して、各犯行状況欄記載の内容等を右B住職に知らしめ、いずれも同人に対し、暗に金員を要求するとともに、その要求に応じなければ、同人及び右〇の身体、名誉等に危害を加えかねない気勢を示して右B住職を脅迫し、
- 三別紙番号一ないし一〇、同一二、同一三、同一九ないし二三、同三八、同四〇、同四二ないし四四、同四六ないし四九、同五一、同五三、同五六、同六〇、同六二、同六六、同六八、同七〇、同七二及び同七三の各欄記載のとおり、右B住職、右〇、同寺檀家総代P及び同Qらの身体、名誉等に危害を加えかねない気勢を示し、いずれも各犯行日欄記載の年月日ころ、A寺内において、同寺の警備員並びに各犯行状況欄記載の街頭宣伝活動対象者等であるQ、P、R、S及びTらを介して、同欄記載の内容等を右B住職に知らしめ、いずれも同人に対し、暗に金員を要求するとともに、その要求に応じなければ、同人、右〇、右P及び右Qらの身体、名誉等に危害を加えかねない気勢を示して右Bを脅迫し、

四 別紙番号七六及び七七の各欄記載のとおり、右B住職及びUらの生命、身体等に危害を加えかねない気勢を示し、同年八月二五日ころ、A寺内において、右Uをして同寺警備員Gを介して、右B住職に対し、「毎日毎日C党のほうに行って、お前は何やってるんだ、住職のほうに約束を守るようにちゃんと伝えろという形でがんがん言われて、もう非常に困っている。このままでいくと、私もBも危ない、殺されるかもしれない。」などと伝えさせ、いずれも右B住職に対し、暗に金員を要求するとともに、その要求に応じなければ、同人及び右Uらの生命、身体等に危害を加えかねない気勢を示し、もって右U及び右Gを介して右B住職を脅迫し、

その旨右B住職を畏怖、困惑させたが、同人が右要求に応じなかったためその目的を遂げなかった ものである。

(事実認定の補足説明等)

第一初めに

弁護人は、起訴されたすべての事件について被告人の刑事責任を争っているところ(ただし、判示第一の事実関係については特に争いはない。)、これらの事件を概観すると、平成一一年刑(わ)第三五七五号恐喝未遂被告事件(判示第三)以外の事件は、A寺と有限会社N石材店とのトラブル等に介入したC党の者らが、A寺の住職Bから、金員を喝取しようと企て、また、その過程において敢行された一連の犯行として起訴されたものである。そこで、まず、A寺と直接関係のない平成一一年刑(わ)第三五七五号恐喝未遂被告事件(判示第三)について検討し、次に、時系列順にA寺関連の事件を検討し、最後に平成一二年刑(わ)第六○六号恐喝未遂被告事件(判示第五)について、検討を加えることとする。第二 判示第三の恐喝未遂について

一弁護人の主張

弁護人は、被告人は、金員を喝取する目的で、Hの代理人であるI弁護士を介して、Hを脅迫したことはないから、被告人は無罪であると主張し、被告人もこれに沿う供述をするので、以下検討する。

二 関係各証拠により認められる事実 (12ないし15並びに17の各事実以外は特に 争いがないか容易に認定できるものであり、12ないし15並びに17の各事実について は、三での検討から認定することができる。)

一 平成一一年八月二○日午後二時三五分ころ(以下年月日は特に表示しない

限り、いずれも平成一一年である。)、首都高速都心環状線外回り線港区麻布永石町(飯倉出口付近)先路上において、Hが運転する車両(メルセデスベンツ)と被告人、D、K同乗のV運転の車両(トヨタセンチュリー)が接触事故(以下「本件 交通事故」という。)を起こした。本件交通事故により、V運転の車両は、右側後 部ドアなどが凹損し、塗装がはがれるなどし、H運転の車両は前部バンパー部分が 部下がなどか凹損し、塗装がはかれるなどし、日理転の単凹は削削ハンハー前方が凹損するなどした。被告人を含めて本件交通事故で傷害の被害により医師の治療を受けた者はなく、警察の捜査においても道路交通法違反被疑事件(物損事故)として取り扱われた。その後、Hは、両肩から腕にかけて入れ墨をのぞかせている被告人、D、Kに囲まれ、被告人から、どうしようとしているんだなどと言われたため、保険屋に電話しようと思っている旨答えたが、被告人から、そんなことよりももっとやることがあるだろう、早く謝らんかいなどと言われた。日が、Vと名刺を充地した後、本生したけ、その際、被告人は、ベンツに乗 交換した後、被告人らは、その場を立ち去ったが、その際、被告人は、ベンツに乗

っているのか、金持ちだな、後で病院に行くからななどと言った。 2 Hは、W保険株式会社の自動車総合保険に加入していたため、同社に電話

- をして本件交通事故の状況等を説明の上、担当者を至急決めてほしい旨頼んだ。 3 Hが、東京都港区赤坂のHの事務所にいたところ、八月二〇日午後五時ころ、被告人から電話があり、奥沢の事務所に来るように言われた。Hは、保険会社 の担当の人に行ってもらう旨答えたが、被告人は、保険屋が来るのは当たり前で、 まずお前自身が来なきゃ始まらないだろう、事務所に来ないなら、自分のほうから 出向いてもいいんだぞなどと言ってきた。Hが、行くつもりもないし、こちらに来られても困る旨言うと、被告人は、電話を切った。その後、Hは、六本木交番に行って相談をし、C党が暴力団と関係のある団体である旨聞いた。
- 4 Hは、八月二三日、WのX及びYと話し、本件交通事故に関する交渉を依 頼した。
- Hは、Xを通じ、Yにおいて八月二五日にC党事務所に行ったところ、被 5 告人から事故状況の説明が違うから、保険屋が来る前にH本人が来るべきだなどと
- 言われた旨の報告を受けた。 6 Hは、八月二五日又は二六日ころ、Wから紹介された J 法律事務所所属の
- Iに、本件交通事故についての処理を委任した。
 7 八月二七日、被告人、D、K及びVは、Hの事務所に赴いたものの、Hが外出していたため、Dは、対応に出た女性事務員を介して、J法律事務所のJと連 絡をとり、「Hはなぜ来ないんだ。来ると言ったのではないか。」などと言った が、Jから、「Hは怖がっているし、代理人として弁護士が入っている。弁護を受 任したんだから交渉はこちらでやる。直接応対しないでほしい。とにかく帰りなさ い。」などと言われた。これに対し、Dが、「車の修理代はどうする。」などと言ったところ、Jから、「修理代はこちらで持つ。代車はそちらで手配して、後で請求してくれ。会社にいないので帰ってください。」と言われたため、被告人らは、 Hの事務所から立ち去った。
- 8 Iは、八月三一日、V及びDに対し、J法律事務所所属の他の弁護士と連名で、Hから委任を受けて、本件交通事故の処理を担当する旨の内容証明郵便を送 った。
- 9 Iは、九月一日、東京都千代田区のJ法律事務所において、被告人からの電話を受けた。その際、Iは、被告人から、受任通知をもらったが弁護士が入ると はどういうことだ、Hのほうが出てきて話をすべきじゃないか、保険会社に話がいったり、それから弁護士に話がいったりとか、話の順番がちょっと違うじゃないか などと言われたが、今後のことに関しては後で連絡する旨伝え、いったん電話を切 った。その後、Iは、Jと協議の上、同日夕方、被告人に連絡をとり、翌日、被告人と会って話をすることとした。
 10 Iは、九月二日午後三時三〇分ころ、東京都世田谷区の喫茶店Zで被告人
- と会って話し、その際、修理費用、代車料を支払うことなどを伝え、さらに、同所に後から来たDに対しても同様のことを話した。

 11 Iは、九月四日又は五日ころに、Hと会い、今後の対応について基本的な
- 方針を確認した。
- 12 Iは、九月一六日朝、Wの担当者とも話した上、Dに電話し、修理代及び 代車料に加え、車の評価損を考慮し解決金として二〇万円を支払う旨伝えた。 I は、その約一時間後、被告人からの電話を受け、二〇万円というのは一人分かと尋 ねられたのに対し、総額で二〇万円である旨答えると、被告人から、今日会う必要もないと言われ、電話を切られた。 I は、再度、被告人と連絡をとり、同日午後一

時に、Zで被告人と会うこととした。

13 Iは、同日午後一時ころから、Zにおいて、被告人から、「俺は最初聞いたときに二〇と言ったから、一人二〇だと思ったんだ。先生のほうとしては金額を考えてくれと言ったことも悪かったかもしれないけれども、俺のほうとしてはらい、それなりに忙しい人間が乗っていて、一人五〇万掛ける四人で二〇〇、たれなりに忙しい人間が乗っていなから金額が出ると思っていなかった。ただ、先生の顔を立てて取りあえず一〇〇、内容としては二〇万の四人分、それに上ら、先生の顔を立てて取りあえず一〇〇、内容としては三〇万の四人分、それに上ら、たまでの顔を立てでに連絡をよっという記と言われ、さら。おいの若には、恐怖を感じるということもあるけれども、我々のほうがない。というでに警察に目をつけられる。だから警察に捕まるような形は俺は事ない。とすぐに警察に目をつけられる。だか会がに捕まるような形は俺は事ない。」「本人のほうには、あの人も社会的に地位がある人だろうから金が大事なのか命が大事なのかよく伝えておいてくれ。」旨などと言われた。

ない。」「本人のほうには、あの人も社会的に地位がある人だろうから金が大事なのか命が大事なのかよく伝えておいてくれ。」旨などと言われた。

14 Iは、同日午後五時又は六時ころ、J法律事務所で、HやYと会い、Iの提示した案に対する前記の被告人の反応をHに伝えるとともに、C党員などがHの事務所などに直接来た場合には、Iや警察に連絡をするようにとアドバイスした。

15 Iは、九月一七日午後五時一五分ころにも、横浜市中区の横浜地方裁判所において、自分の携帯電話から、被告人の携帯電話に電話をかけ、「迷惑料は二〇万円で何とかならないか。」旨言ったところ、被告人から、「分かった。もういい。先生は代理人だからしょうがない。あとは直接本人と話をするから。明日からすぐ行くから。」「本人のほうに金が大事なのか命が大事なのか伝えておいてくれ。」旨言われ、電話を切られたため、Hの事務所に電話し、このやり取りをHに伝えるよう頼んだ。

16 Hは、九月二〇日、警視庁捜査四課に行き、本件交通事故の事後処理に関するトラブルについて、相談した。 17 Iは、九月二〇日午後五時三〇分ころ、Hの事務所から電話をかけてきた

17 Iは、九月二〇日午後五時三〇分ころ、Hの事務所から電話をかけてきた Hに対して、被告人から、明日にでも若い者を行かせるから、命が惜しいのか金が 惜しいのかという話をしておけと言われたことなどを伝えた。 18 Hは、八月下旬から九月中旬ころにかけて、A 告と N 石材店とのトラブル

18 Hは、八月下旬から九月中旬ころにかけて、A寺とN石材店とのトラブルにC党が関与しており、九月九日ころには、A寺の警備員が射殺されるという事件も発生したという報道がなされていることを知った。

三 検討

一 前記二の12ないし15並びに17の各事実については、被告人がこれを否定する 供述をしているので、これらに沿いかつこれらの事実の認定に重要な証拠となる I 及びHの公判供述の信用性が問題となる。

1 I の公判供述の信用性

これに対し、弁護人は、①Iは、Hから示談交渉を依頼された代理人であ

り、Hの利益を擁護する義務を負っていたのであるから、被告人との交渉の際、被 告人から明らかに恐喝罪に該当する脅迫的言動を受けたのであれば、当然、Hの代 理人として直ちに所轄警察署に刑事告訴をしたり、被告人側の面会禁止の仮処分の 申立てをするなどの措置を執るべきであるところ、Ⅰはそのような措置を執ること なく、Hに対し、被告人らが押し掛けてきた際にビデオカメラでその様子を撮るこ とを勧めているのみであること、②前記のとおり、 I と被告人の交渉内容につい て、Hの公判供述と符合してはいるものの、交渉の相手方が暴力団関係者であり、相手方に脅されて怯えている依頼者本人に、然るべき刑事手続ないし保全手続を採ることを説明しないで、そのまま依頼者たる本人に脅迫内容を伝えるというのは疑 問であることなどを指摘し、Iの公判供述には疑いを抱かざるを得ないなどと主張 している。

しかしながら、Iが、刑事告訴や面会禁止の仮処分の申立てなどの法的手 段を採るためには、ある程度の疎明資料となり得るものを収集することが、その前提として必要であるから、Hに対し、ビデオカメラでその様子を撮るよう指示した Iの行動は、Hの代理人として、相応合理的なものといえるし、Iが、その後、右のような法的手段に出ていないことについては、Iが、当公判廷において、九月二○日、Hが同日午前中に警察に相談に行ったことを聞き、その後被告人が逮捕され たことを知り、被告人らが日を恐喝するなどの現実的危険性が大きく減少したものと認識したためである旨説明していて、その説明は納得し得るものであるから、弁 護人が指摘する①の事情はIの公判供述の信用性に影響を及ぼすものとはいえな い。また、②についても、後記のとおり、Hの公判供述がそれ自体信用できるものであることはもとより、Iが、Hに対し、あえて脅迫内容を伝えた理由として、被告人らが、Hの事務所に押し掛けてきた場合に、Hに直接交渉してもらっては困る し、その際の対応をHに認識してもらう必要があるなどと述べていることも、代理 人の行動として相応合理的で首肯できるものであることからすると、 れもIの公判供述の信用性に何ら影響を与えるものではないというべきである。

こうした事情からすると、Iの公判供述は信用できる。

Hの公判供述の信用性

次に、Hの公判供述の信用性を検討するに、Hは、本件交通事故発生後の事実経過について、自己の心情を交えながら、時系列に沿って、具体的かつ詳細に供述しており、その内容も自然である。また、Iと被告人との交渉内容に関する供述しており、その内容も自然である。また、Iと被告人との交渉内容に関する供 述は、信用できるIの公判供述とも符合する。特に、前記認定のとおり、Hは、九 月二〇日に警察に相談に行っているのであるから、それ以前に、自己の身に危険が 迫りつつあることなどを認識したものと考えられるが、こうした観点からすれば、 九月一六日に、Iから被告人の脅迫的言動について報告を受け、翌日午後四時過ぎ ころにも、これから、被告人と話して被告人の要求を断るから、被告人やその関係者等がHの事務所に押し掛けてくる可能性もあると聞いたとするHの公判供述は、自然で合理的な内容であるといえる。さらに、Hは、本件交通事故まで、被告人と一面識も有していなかったもので、あえて虚偽の供述をしてまで、被告人を陥れよ うとする動機等も見当たらない。 以上のことからすると、Hの公判供述も信用できる。

被告人の弁解

これに対し、被告人は、Iには、Hの謝罪を求めただけであって、金員の要 求をしたことはないなどと弁解する。

確かに、前記のとおり、被告人は、本件交通事故の直後、Hに対して謝罪するよう述べ、その後もIらに対し、執拗にHとの直接交渉を求めているし、実際に かかった修理費用も、Wの見積りより一三万余り低額に収まっており、被告人はこ

かかった修理質用も、Wの見積りより一三万余り低額に収まっており、被告人はこれを過分に請求するような行為には出ていない。 しかしながら、前記のとおり、Iが、九月一七日にも、被告人の携帯電話に電話をかけて、二○万で何とかならないかと再度交渉を持ちかけていること自体は、被告人も争っていないところ、仮に被告人が弁解するとおり、Hが謝罪することが前提であり、Iがこれに応じなかったため、九月一六日の交渉が物別れに終わったとすれば、その翌日に、Iが、Hの謝罪について何ら触れることなく、再度具体的な金額を提示して、被告人に交渉を持ちかけてくるとは考えにくく、被告人の弁解には不自然なところがある。また、被告人自身、公判廷において(第四四一丁九日一六日に Iから 修理代 代車料のほかに解決金として一〇万円支 回)、「九月一六日に、Iから、修理代、代車料のほかに解決金として二〇万円支払う旨提示された際に、自分が、最初一人二〇万かと聞いたら、Iが、違う、みん なで二○万だと言うので、それならもういいと断った。」旨供述するなど、前後矛

こうした事情や信用できるIやHの公判供述と対比すると、被告人の弁解は信用できない。

五 結論

前記二の事実のうち争いがないか容易に認定できる事実に、以上のとおり信用できるI及びHの公判供述などによって認められる二の12ないし15並びに17の事実を併せ考慮すると、被告人は、Hから金員を喝取する目的で、Iを介してHを脅迫したが、その目的を遂げなかったものと認めるのが相当であるから、被告人には、恐喝未遂罪が成立するものというべきである。

なお、弁護人は、被告人は、本件交通事故の被害者ないし被害者側の代理人として、加害者Hの代理人であるIに対して、不法行為に基づく損害賠償請求権を行使したもので、正当な権利行使として、社会通念上一般に認容すべきものと認められる程度を超えていなかったものであるから、その違法性は阻却されるべきである旨も主張するが、被告人の脅迫内容やその頻度に加え、前記認定の本件交通事故の内容や被害の程度に照らし、被告人の要求額はその権利の範囲を大きく逸脱するものであったと認められることをも考慮すると、被告人の行為は、社会通念上許容される程度を超える違法なものと認められるから、弁護人の主張は採用できない。第三 判示第二の暴力行為等処罰に関する法律違反について

一 弁護人の主張

弁護人は、被告人において、Gを脅迫したことはないし、被告人はFの行為については認識しておらず、共同実行の意思も事実もないから、無罪であると主張し、被告人もこれに沿う供述をするので、以下検討する。 二 関係各証拠により認められる事実(5ないし11の事実中、被告人やFの具体

二 関係各証拠により認められる事実(5ないし11の事実中、被告人やFの具体的言動には争いがある部分もあるが、三の検討によりこれらの事実も認定できるし、その余の各事実は、特に争いがないか容易に認定できるものである。)

1 C党は、A寺とN石材店との民事上の紛争に介入し、N石材店側について、同党党員をして、B住職やその家族らを誹謗する街頭宣伝活動を行わせたり、夜間に、鐘を鳴らしながらA寺境内や墓地内を徘徊させ、さらには、A寺境内のB住職方に押し掛けさせ、A1 (B住職の趣旨)出てこいなどと大声を出させるなどして、A寺側に対する嫌がらせを繰り返していた。そこで、B住職は、警備会社に警備を依頼し、A寺に警備員の派遣を受けるようになり、平成一一年九月当時は、株式会社B1、株式会社C1の二社の警備員が警備に当たっていた。

2 Fは、兄のD1がC党に加入していたことから、平成一一年五月ころ、同党党員となり、右のような街頭宣伝活動等に参加するなどしていた。また、被告人は、同党最高顧問の立場にあり、遅くとも平成一一年二月初旬ころには上京していた。他方、Gは、株式会社C1に勤務し、平成一一年七月から平成一二年五月まで、A寺の警備を担当していた。

3 Fは、平成一一年八月一三日(以下年月日は特に表示しない限り、いずれも平成一一年である。)、C党党首であったDから指示を受けて、B住職に対する嫌がらせをするため、B住職方前まで行ったところ、A寺の警備員と衝突し、B住職方のガラス戸を割るなどしたことから、現行犯人逮捕されたが、九月二日又は三日ころ、釈放された。

4 Fは、九月五日、C党事務所前の道路で、ビラを配っていたところ、Dから、B住職方裏(西側)まで、脚立を持っていってくれ、そこには被告人がいる旨

言われたため、C党事務所から、脚立を持ち出し、B住職方裏(西側)に向かっ

- B住職方裏(西側)には、墓地部分とB住職方を区切る外壁があり、墓地 の方から外壁に向かって土手状に高くなっていた。その土手の部分と墓地通路の境 には立ち入り禁止の立て札が立ててあった。Fは、脚立を持って、B住職方裏(西側)に赴き、既にそこにいた被告人から指示を受けて、土手を上り、この外壁のす ぐ近くに脚立を置いた。被告人は、脚立に上り、B住職方をのぞき、その間、Fは、脚立を押さえていた。 6 A寺の警備に当たっていたGは、他の警備員から被告人らの行動について
- 連絡を受けて、B住職方裏(西側)に赴き、被告人らの行動を監視していたところ、被告人が、右のとおり立ち入り禁止とされている場所に入り、B住職方をのぞ き始めたため、土手の下の墓地通路部分から「軽犯罪法違反になりますよ。」など と注意した。

7 Gは、被告人がその後もB住職方をのぞくのをやめないので、再度、 犯罪法になりますよ。」などと注意した。すると、被告人は、脚立から降り、サングラスをかけた状態でGをにらむような仕草をし、Fは、Gをにらんだ。

8 その後、被告人らが脚立を放置したまま帰ろうとしたため、Gは、 まま放置すると不法物件として撤去します。」などと言った。これに対し、被告人は、「俺らが持ってきてんの分かってんだろう。」などと怒鳴るように言って、そ のまま土手を下りて帰ろうとした。

勢いを緩め、Gをにらんだ。このとき、被告人は、墓地通路に立ち、Fの様子を見 ていた。

その後、Fは、いったん墓地通路に出たが、被告人から脚立を持ってくる 11 ように指示され、脚立を取りに行った。Fは、脚立を肩に担いで、再び墓地通路に 向けて土手を下りていったが、Gの側を通る際、Gをにらみ付けた。このときも、被告人は、Fのほうを見ながら、Fが下りるのを待っていた。

12 本件当時、Fは、身長一八一センチメートル、体重約一一〇キログラムで

あり、被告人は、身長一七八・五センチメートル、体重約七八キログラムであった のに対して、Gは、身長約一七七センチメートル、体重約八〇キログラムであっ た。三

前記二の5ないし11の各事実のうち、被告人やFの具体的言動には、被告人が否定する供述をしている部分も含まれているので、これらに沿いかつこれらの事実の認定に重要な証拠となるGの公判供述及びFの捜査段階の供述の信用性が問題 となる。

Gの公判供述の信用性

そこで、まず、Gの公判供述の信用性から検討するに、Gは、被告人らと のやり取りについて、自己の心情を交えながら、会話の内容やFの行動まで含めて 具体的かつ詳細に供述しているし、その内容にも特段不自然な点は認められない。 また、Gの公判供述は、後記のとおり信用できるFの捜査段階の供述とも概ね符合しているし、被告人が、Gに近づき、殺すという趣旨の言葉を言った点については、E1の公判供述によっても裏付けられている。確かに、Gは、株式会社C1に 勤務してA寺の警備を担当していたもので、本件当時、B住職らに対する嫌がらせを繰り返していた被告人らとは対立関係にあったことからすれば、Gが、被告人に 不利な供述をする動機が全くないとはいえないものの、他方で、Gは記憶がはっき りしない部分はそのように答えるなどその供述態度は誠実であるし、前記のように、Gの公判供述の信用性を肯定する方向の事情は多く、Gがことさらに被告人に 不利な虚偽の供述をしたとは認められない。

これに対し、弁護人は、被告人の供述に基づき、被告人は、当時、麦わら 帽子を被り、深緑色のサングラスをかけていたのであるから、サングラス越しに目の動きが見えるはずがなく、サングラス越しに目の動きが見えたとしているGの公 判供述は信用できないと主張する。

しかしながら、Gは、太陽光線の関係で、サングラス越しに被告人の目が 見えたときもあったと供述しているにすぎず、常に見えたとしているものではない し、また、Gは、その際の被告人とGの位置関係や被告人の顔の向き等の事情を総合して被告人ににらまれたと判断しているのであって、サングラス越しに被告人の目が見えたこと自体をその判断の根拠としているわけではないのであるから、仮に、時間の経過によりGの記憶が変遷し、サングラス越しに被告人の目が見えることもあったという部分が思い込みであったとしても、このことはGの公判供述の信用性に影響を及ぼすものではない。

2 Fの捜査段階の供述の信用性

次に、Fの捜査段階の供述の信用性について検討するに、Fは、警備員が発した言葉などについては、若干の変遷が見られるものの、事実の流れ自体については、概ね一貫した供述をしているし、その供述内容は、GやE1の公判供述とも概ね符合している。確かに、C党の一党員にすぎないFにとって、その最高顧問である被告人とともに本件犯行に及んだ旨供述することは、F自身の刑事責任を軽減する方向に働くとも考えられるが、Fは、被告人から明示的な指示を受けて本件犯行に及んだ旨供述しているわけではないし、本件犯行についての自身の裁判が終わり既に服役していた証人尋問の時点においても、被告人が、Gに近寄って関西軽減を狙って、あえて被告人にとって不可な事実を述べたとは考えられない。

また、Fは、被告人と併合審理された第一回公判期日の本件被告事件に対する陳述の際、公訴事実中の被告人が「「てめえ殺してやる。」と語気鋭く申し向ける。」という部分について、それについてはよく聞こえなかった、それと私は関西弁がよく分かりません、これと似たようなことは言っていたようですなどと述べており、捜査段階の供述と異なる供述もしている。しかしながら、Fは、その理由について、第三一回公判期日において、被告人と同じ弁護人が自分にも付き、被告人と一緒に裁判がなされていたから、言いたいことが言えなかった旨述べており、その理由とするところは、当時のFの立場を考えれば、その心情として理解できるものといえるから、この点も、Fの捜査段階の供述の信用性に影響を与えるものはないというべきである。

以上によれば、Fの捜査段階の供述は信用できる。

3 E1の公判供述の信用性

E1も、被告人の発言やFの行動など主要な部分については、公判廷で具体的な供述をしており、Gの公判供述やFの捜査段階の供述とも符合しているところである。また、E1の公判供述は、弁護人からの詳細な反対尋問にも揺らいでおらず、一貫している。株式会社B1に勤務し、A寺の警備に当たっていたE1にも、Gの公判供述の信用性を検討した際に触れたとおり、被告人に不利な供述をする動機が全くないわけではないが、その供述態度などに特に不審なところは見当たらない上、前記のとおり、E1の公判供述の信用性を肯定する方向の事情が多いことからすると、E1がことさらに被告人に不利な虚偽の供述をしたとは認められない

これに対し、弁護人は、被告人の供述を前提として、その供述するE1と被告人との位置関係からすれば、コンクリート塀が邪魔になって、E1からは被告人が見えるはずはないのであるから、FがGに向かっていった際、被告人がFのほうを見ていたとするE1の公判供述は信用できないと主張する。

ば、E1が目撃したと供述する位置から、先に述べたような状況を視認することは可能であるといえ、E1の公判供述に不自然不合理な点があるということにはならない。

他方、被告人は、前記のとおり、E1が被告人を見ることができない位置にいた旨供述しているものの、E1は、GらとともにA寺の警備に当たっていたもので、被告人やFがA寺の墓地内に侵入したとの無線連絡を受けて、Fの跡を追い、被告人らの行動を意識的に観察しようとしていたものと認められるのであるから、そのE1がわざわざ被告人らの行動を確認できないような位置にいたとするほうが不自然不合理である。被告人の供述は信用できない。

そうすると、弁護人の主張は、その前提を異にすることになるから、この 点がE1の公判供述の信用性に影響を及ぼすものとはいえず、前記の事情も考慮す ると、E1の公判供述は信用することができる。

四 被告人の公判供述の信用性

ところで、被告人は、公判廷において、「Gをにらんだりしたことはないし、Gに詰め寄っててめえ殺してやるとも言っていない、FがGに対して体当たりをするような姿勢を示しながら詰め寄ったというところは見ていないし、Fに脚立を持ってこいと指示した後、一回振り向いてそのまま帰ったから、Fが脚立を取りに行ってから戻るまで、FとGがどのような状況にあったかというのも見ていない。」などと弁解しているが、これらは、信用できるGの公判供述及びFの捜査といるが、これらは、信用することはできない上、被告人の供述に明らかに反していてそのままこれを信用することはできない上、でである。とについては認めており、さらには、Fに脚立を取りに行かせたことで表していることからすれば、その後のFの行動やそれに対するGの対応が気にならないはずはないのであって、Fの行動を全く見もしなかったというのは不自然である。

よって、被告人の前記の弁解は信用できない。

五 被告人とFとの共同実行の意思と共同の実行行為の認定

信用できるGの公判供述、Fの捜査段階の供述及びE1の公判供述などの関係証拠によれば、前記二の事実関係が認められ、この事実関係を前提にして共同実行の意思と共同の実行行為について検討する。

共同実行の意思については、右の事実関係からも、被告人とFが事前に共同 実行の意思を有していたとか本件の現場で明示的な共同実行の意思の連絡を行った

と認定することができないのは弁護人が指摘するとおりである。

しかしながら、まず、前記認定のC党とA寺との関係、本件当日の被告人の 行動状況、FのC党における立場、Fと被告人との関係に加え、F自身が、A寺の警備員と衝突したことで身柄を相当期間拘束され、Aから工 警備員に対して不愉快な感情を抱いていたと推認できることなどからは、Gがられた被告人が、Gに対して脅迫して不愉快な感情を抱いていたと推認できることなどのは、ないまた、F自身は、Gを脅迫しようと考えたとしている。また、F自身がGをにらみ付けたり、同人に早足で近づくなどして同人を脅迫した。 は、いずれも土手に接する墓地通路にいる視告人から見られているのを認識すると、Fにおいても土手に接する墓地通路にいる視告人との関係、これを設備を関があったことは優に認定することができる。 そして、被告人も、Fと被告人との関係、C党とA寺との関係、これを認識しているとながあった。

そして、被告人も、Fと被告人との関係、C党とA寺との関係、これまでの で党の活動などからすれば、自らがGを脅迫するような言動に出れば、これを認識 したFも、追随してGを脅迫するであろうことを認識しこれを容認していたと推認 できる上、前記のとおり、被告人が自らなどしてを脅迫したを見ていたものという。 らいられることがらすれば、被告人にもFの行為を利用する意思があることを 認められることからすれば、被告人にも好りである意思があることがある。 以上に共同して好し脅迫行為に及がにといてもいでのである。 のは、な告人がGに対し脅迫行為に及いたとしても、被告人がのである。 のは、本件関係に対して、は、本件関係に対して、何らいの脅迫を思められないことは、本件関係に拠上明らかであるから、共同実行の意思の行動とがないことは、本件関係証拠上明らかであるから、共同実行の意思は認めいいによって、 を予測しつつGに対する脅迫行為に及んだ上、その予測に見合うFの行動

(脅迫)を認識しながら、そのままその場にいて何らこれを制止するような行動にも出ていないのであるから、Fの行動を利用したものと評価することができ、その 後、被告人自身がFの行動を利用して、さらにGを脅迫する具体的な言動に出なか ったからといって、被告人の共同実行の意思が否定されるものではない。弁護人の 右主張は採用できない。

そして、共同の実行行為については、前記二認定の事実関係と前記の検討も前提にして考えると、本件は、C党最高顧問の被告人と同党党員のFが、対立するA寺の警備員で被告人らに注意などしてきたGに対し、同じ場所で、連続して脅迫行為を行ったものであり、その脅迫行為の時点が完全に同時で重なるとはいえないまでも、被告人の脅迫行為にすぐ続いてFの脅迫行為がなされている事実と右認定の対策を表している事実を行ったものであり、その脅迫行為にすぐ続いてFの脅迫行為がなされている事実と右認定の対策を表して表している。 の被告人とFとの共同実行の意思からすれば、被告人とFの脅迫行為を捉えて共同 して脅迫したと評価するのが相当である。

以上によれば、被告人には、暴力行為等処罰に関する法律違反(共同脅迫) の罪が成立する。

第四 判示第四の銃砲刀剣類所持等取締法違反について

弁護人の主張

弁護人は、被告人がKと共謀した事実はないから、被告人は無罪であると主 被告人もこれに沿う供述をしているので、以下検討する。

特に争いがないか、容易に認定できる事実

関係各証拠によれば、以下の各事実は、特に争いがないか、容易にこれを認

- 定することができる。

 1 被告人は、C党党首であるDから、同党に参加するように誘われて、平成

 一一年一月末ないし二月初旬ころ(以下年月日は特に表示しない限り、いずれも平成一一年である。)上京し、春ころには、C党の事務所が置かれていた、東京都世 田谷区のF1二〇五号室に居住するようになった。なお、被告人とDは、ともに大 阪にある指定暴力団G2会H2組に所属していたが、H2組内における地位は、被 告人のほうが上であった。また、被告人は、C党において、最高顧問の立場にあっ
- 2 C党は、三月又は四月ころから、同党党員をして、A寺周辺などで、B住職やその家族らを誹謗する街頭宣伝活動を行わせるなどして、A寺側に対する嫌が らせを行うようになり、六月三日に行われたDとB住職との直接交渉が決裂した後 は、一層、街頭宣伝活動を激化させ、東京都杉並区のL(Lは、A寺住職Bの姉で あるTの夫である。)方付近で、Tらを誹謗する街頭宣伝活動を行うこともあっ た。その後、L方に対する街頭宣伝活動はいったん中断されていたものの、九月一 六日ころ再開された。
- 3 Kは、大阪にある暴力団E2組F2組に所属し、同組若頭補佐として活動していたところ、平成一〇年八月二八日に広島刑務所を出所した被告人と知り合った。Kの所属する暴力団E2組は独立団体であって、被告人の所属する暴力団G2 会H2組とは系列を異にしており、Kは、暴力団の稼業としての仕事を被告人と一緒にしたことはなかった。
- 4 Kは、大阪に居住していたところ、七月ないし八月ころ、被告人に誘われ 上京し、F1二〇二号室に寝泊まりするようになったが、その後も、C党が行 っていたA寺側に対する街頭宣伝等の活動にはほとんど参加せず、大阪にも、時折 帰っていた。
- 5 九月九日、A寺の警備員が射殺される事件が発生し、警察によって、A寺周辺の警備が強化されるようになった。
- 6 Kは、九月一二日ないし一四日ころ、再び上京し、それ以降、F1二〇二 号室に寝泊まりしていた。
- 7 Kは、F1から、 一人でG1の車両(コロナ)を運転して、L方まで行 で発見して、これの、一人では「いま」、これが、これのよう。 き、九月一八日午前三時三六分ころ(甲一六六)、同人方窓ガラスに向けて、けん 銃で弾丸二発を発射した(以下この事件を「本件発砲事件」という。)。 8 KやKの関係者の携帯電話の利用明細記録に基づき、架電先を捜査した携
- 帯電話架電先判明捜査報告書(甲一九二)によれば、Kの携帯電話から、①九月一八日午前零時四一分ころに、二分二四秒間、Kの妻H1の電話に架電された事実と、②同日午前二時五二分ころに、一三秒間、午前三時五七分ころに、一四秒間、午前四時二四分ころに、三五秒間、それぞれ被告人の携帯電話に架電された事実が 認められる。
 - 9 I1は、九月二一日、被告人から預かった紙袋をその中身と一緒にゴミ捨

て場に捨てた。

10 Kは、被告人が逮捕された後、Dに呼ばれ、一〇月二六日に、Dが逮捕されるまで、Dと一緒に逃亡生活を送っていた。

三 Kの捜査段階の供述要旨及びその信用性

1 Kの捜査段階の供述要旨

Kは、検察官に対して、要旨以下のとおり、供述する。

はっきりした日にちは覚えていないが、被告人が「今度は荻窪の姉さんのところに行かんといかんなあ。」などと言っていた。この話を聞き、私は、被告人が住職の姉の家をターゲットにして何かしようと考えていることは分かったが、具体的にどのようなことを考えているのか分からなかった。九月一五日午後へ〇時間 ろから一六日午前零時ころまでの間に、被告人の部屋に呼ばれ、被告人から「住職 の姉さんの家にかち込む。ガラス割りでいいんだ。他の奴にも一人一人聞いたんだ ると、被告人は「運転手のことは考えてみる。家はこれから教えたる。」と答えた。本当は、断りたかったが、これを断ったら、もうこの稼業では生きていけない、関西にその話が伝わったら、「Kは根性のない奴だ。使い者にならん。」とい う噂が流れ、どこの組も相手にしてくれなくなるから、断るわけにはいかないと思い、これを承諾した。それから、すぐに、被告人と二人で、下見に出発した。被告人は、Tさんの家の前をゆっくり走りながら「ここや。監視カメラがついとるからな。写らんように気を付ける。」などと教えてくれた。私は、被告人からとなった。 とるからな。与らんように気を付ける。」などと教えてくれた。私は、被告人からかち込みを命令された後、これは被告人が一人だけで決めたことではなく、Dとこ人で話して決めたことだろうと思った。そこで、私が、Dに、「ほんまにいくんすか。」と尋ねると、Dは、「ああそうだ。一発か二発でいい。」などと答えた。」などと言ったので、Dは、住職の姉の家にかち込むことは知っていたはずである。私は、一六日ころ、被告人から「明日、やってくれんか。終わったら、取りあえずとでった。近げてきてくれ。」と言われた。運転手は、まだ決まっていないということだったので、唖然とした。私は、これを聞き後悔したが、いったん引き受けたいく場合に備えて見に行った。翌一八日午前季時ころ、被告人に呼ばれて部屋に行った。翌一八日午前季時ころ、被告人に呼ばれて部屋に行った。翌一八日午前季時ころ、被告人に呼ばれて部屋に行った。翌一八日午前季時ころ、被告人に呼ばれて部屋に行った。翌一八日午前季時ころ、被告人に呼ばれて部屋に行った。翌一八日午前季時ころ、被告人に呼ばれて部屋に行った。翌一八日午前季時ころ、被告人に呼ばれて部屋に行った。 場合に備え下見に行った。翌一八日午前零時ころ、被告人に呼ばれて部屋に行くと、被告人は、私に、「これや。」と言って紙袋を一つ手渡した。私は 、けん銃だと分かり、その場で中身を確認すると、白いタオルに包まれたものや、緑色っぽいチェック柄のつばの付いた汚れた感じの帽子が入っていた。綿の白の手 袋も入っていたような気がする。白いタオルの中を確認すると、けん銃一丁が出てきた。弾倉を外したところ、弾が六発込められていた。被告人は、私に、「時間は三時から四時ころにしろ。ガラスに五、六発撃ち込め、出発する前に俺の携帯に連 絡しろ。車は奈良ナンバーのG1の車を使え。運転手は、誰もやる奴がおらん。G 1が運転手役を断ったから、「大阪に帰れ。」言うてやった。かち込んだ後は、新 宿の歌舞伎町まで来い。非常線が引かれて検問にあったら、そんなんは突破しろ。遠くまで走って、道が分からんようになったら、車を放って、タクシーで逃げる。」などと言った。被告人は、こんな無茶苦茶なことを言うくらいだから、俺が捕まっても、家族の世話は見てくれないだろうと思ったが、もう、やるしかなかったので、被告人の命令に文句も言わず従った。私が、Dに挨拶しに行った際、Dかたので、被告人の命令に文句も言わず従った。 ら、普通のコピー用紙のような薄い紙に、自動車のナンバーを印字して、ナンバー プレートの大きさに切った偽造ナンバープレートを渡されたので、私は「 いりませんわ。」と言って返した。私は、最後に妻に電話で別れを告げようと決 いりませんわ。」と言って返した。私は、最後に妻に電話で別れを告けよりと決め、自分の携帯電話から、大阪市の自宅に電話をかけ、妻と話した。そして、私は、同日午後三時前後ころ、被告人から預かった紙袋を持ち、被告人から指定された、奈良ナンバーのG1のコロナのキーを持ち出し、C党事務所の駐車場に停めてあったコロナに乗った。そして、被告人から言われたように、C党事務所を出発するときに、自分の携帯電話から被告人の携帯に電話をより、「これから行きます」 わ。」と報告した。被告人は、「分かった。終わったら、新宿に来い。」などと言 った。こうして、私は、一八日午前三時前後に、コロナを運転してC党事務所を出 発した。

2 Kの捜査段階の供述の信用性

(一) 内容自体の具体性、合理性等

Kは、被告人との会話内容や、その後の行動経過などについて、被告人からけん銃発砲を指示された際のとまどいやその後の後悔等自己の心の動きにも触れながら、具体的かつ詳細に供述している。また、前記のとおり、Kは、七月ないし八月ころになって、大阪から上京してきたもので、それまでは、何らC党とA寺とのトラブルに関係がなかったばかりか、その後も、C党が行うA寺などへの街頭にはほとんど参加していなかったのであるから、K自身に本件犯行に及ぶ固有の動機は見当たらないというべきであって、Kが誰からの指示も受けてないのに、自らL方に発砲したとは考え難い。前記認定のC党とA寺との関係、被告人のC党における立場などからすると、被告人からの指示を受けて本件犯行に及んだとするKの供述は、合理的かつ自然である。

これに対し、弁護人は、①Kは、被告人とは所属していた組が異なるため、序列は関係なく被告人と対等の立場にあった上、被告人に対して何の義理等もない関係にあったのであるから、Kが公判廷において自認するとおり、被告しているとおり、を断ることもできたはずであり、Kが被告人の指示を断れなかった理由としてけんであるところは、説得力を持たない、②誰がいつまでに、本件発砲に使用する、Kがを準備するかという点に関するKと被告人との間のやり取りや、被告人とならは、などではしていないのは不合理である、③G1の警察とは、などでは、本件犯行の前日である、1のである、2011年間で、下1二〇二号室にいたことになるが、そうるとは、東京の道路事情に明るくないKが、午後一〇時過ぎに下1を出発しているが、東京の道路事情に明るくないKが、午後一〇時過ぎに下1を出来たしているが、東京の道路を持たしているが、たければ、東京の道路を持たしているが、たければ、東京の道路を持たしているが、たければ、東京の道路を持たしているが、たければ、東京の道路を持たしているが、たければ、東京の道路を持たしているが、たければ、東京の道路を持たしているが、たければ、またのであるが、たければ、東京の登を持たしているが、たければ、東京の登を持たしているが、たければ、日本のであるが、たければ、日本のであるが、たければ、日本のであるが、たければ、日本のであるが、たければ、日本のであるが、たければ、日本のであるが、たければ、日本のであるが、たければ、日本のであるが、たければ、日本のであるが、たければ、日本のであるが、たければ、日本のであるが、たければ、日本のであるが、日本のでは、日本のであるが、日本のであるが、日本のであるが、日本のであるが、日本のであるが、日本のであるが、日本のであるが、日本のであるが、日本のであるが、日本のであるが、日本のであるが、日本のであるが、日本のであるが、日本のであるが、日本のであるが、日本のであるが、日本のでは、日本のであるが、日本のであるが、日本のであるが、日本のであるが、日本のであるが、日本のでは、日本のは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本ので

三時前後に、C党事務所に入って、G1の車両の鍵を持ち出せたのか疑問が残るなどと主張する。

(二) 客観的証拠による裏付け

前記のとおり、本件発砲事件は、九月一八日午前三時三六分ころ、G1の車両を使用して敢行されているところ、こうした事実は、Kが被告人から指示された内容として供述しているところと符合している。また、Kは、本件発砲事件を起こす前に、妻と被告人に携帯電話で電話をかけた旨供述しているが、これも、前記携帯電話架電先判明捜査報告書謄本(甲一九二)記載の架電状況と符合している。

これに対し、弁護人は、Kの妻に対する架電については、Kが暴力団員であることに照らすと特異な時間帯に架電しているとまではいえないし、通話時間も短いものではないこと、また、被告人に対する架電については、被告人とKが当

時暴力団員として深夜まで活動したり、麻雀等をしていたことなどを挙げ、こうし た事情からすると、右架電の事実が存するとはいえ、それが、Kの供述する通話内 容までをも確実に裏付けるものとはいえないなどと主張する。

しかしながら、弁護人が指摘する事情は、前記のとおり、 られる架電事実が、その時間帯や通話時間等、Kの供述と概ね符合していることを 何ら覆すものでもない。また、多数架電している中で、記憶のみで通話の時間帯や 通話時間等含め矛盾なく供述することは一般的には困難であるにもかかわらず、K の供述と符合する架電状況が客観的に認められることは、何らかの記憶に残る事情 があった際の架電であると考えて不自然ではなく、Kの通話内容に関する供述が不 自然ではないことととも結びつくところがある。

(三) 公判供述との一貫性等

Kは、公判廷においても、被告人から指示されて本件発砲事件を敢行し たこと自体は供述しており、基本的には、Kの供述は一貫しているものといえる。 この点、確かに、Kは、公判廷においては、被告人から指示された際の文言など詳 細については明言を避けているものの、右公判供述は、C党最高顧問であった被告 人の面前で、しかも、被告人の関係者と推認される者が傍聴する中でなされたもの であって、被告人らへの遠慮や恐怖心などから、Kがちゅうちょした結果、その供 述内容が後退したものと考えて不合理ではないから、このことをKの捜査段階の供 述の信用性を判断するに当たって過度に重視するのは妥当ではない。

これに対し、弁護人は、Kは、捜査段階では、B住職の姉が杉並区の荻窪のほうに住んでいることは知っていた旨供述しているのに対し、公判廷では、こ れを否定する供述をしているのであって、その供述は変遷しているし、変遷した理由の説明も、「ちょっと、はっきり覚えていなかったもんで。」などとするばかりで、不自然であるなどと主張する。しかしながら、Kの公判供述は、本件発砲事件から約二年を経過した時点でなされたもので、ある程度記憶に減退があったとして も、やむを得ない面があるといえるし、その核心部分やそれと密接に関わる部分に ついて変遷しているわけでもないことからすると、Kの公判供述全体の信用性に影 響を与えるものとはいえない。

(四) Dの捜査段階の供述との符合

Dは、捜査段階において、「日時ははっきり断言できないが、九月一七 日の夜か、一八日の深夜、私がC党事務所に一人でいると、Kが一人で入ってきた。Kは、私に、「会長、池さん(被告人を指す。以下同じ。)が杉並のほうへ五、六発撃ち込めというんですが。」などと言ってきた。そこで、私は、Kに、「やるのか。」と聞くと、Kは「はい。」などと答えたものの、あまりやる気が感じたれば、ない。」などと答えたものの、あまりやる気が感じたれば、ない。」などと答えたものの、あまりやる気が感じたれば、ない。」 じられず、むしろ本心ではやりたくないような態度だった。私は、事務所の車が使 しられず、むしろ本心ではやりたくないような態度だった。私は、事務所の単か使われると迷惑すると思い、パソコンで作った偽造ナンバーをKに渡し、「使ったらどうだ。」などと言ったが、Kは受け取らなかった。私は、住職の姉の家にけん銃を撃ち込むなどとは、全く迷惑な話だと思った。それでなくても、九月九日にガードマンが射殺されるという事件が発生し、C党が一方的に悪者とされてしまい、警察も黙っていないだろうと思っていたし、それに加えて、住職の姉の家にけん銃を撃ち込めば、ますます立場が悪くなると思った。Kの話を聞き、さらに、池とKで決めたことを俺に相談されても困る、勝手にやればいいだろうという気持ちだった。」(甲二〇五)などとして、Kが、被告人からL方に発砲するように指示されたと言っていた旨供述している

されたと言っていた旨供述している。 右捜査段階の供述は、KからL方に発砲することを聞いた際の自らの心 情にも触れながら、その会話内容などについて相当具体的に述べたものである上、 その内容としても自然なものとなっている。すなわち、前記のとおり、当時は、A 寺の警備員が射殺されて間もないころで、C党は、これまでA寺に対する街頭宣伝活動を繰り返すなどしてA寺と対立してきていたことから、右事件への関与を疑わ れ、C党関係者の一挙手一投足が注視される状況下にあったのであるから、こうし た中で、さらにC党に出入りしていたKが、A寺関係者の自宅などに対して発砲するような事態になれば、C党が一層窮地に追い込まれる可能性があったといえ、C 党党首であったDがその旨危惧していたという供述は自然である。さらに、Dの捜 査段階の供述は、Kの供述とほぼ符合している上、被告人とは親しい関係にあるD が、被告人に不利な供述をしたものであり、こうした事情も考え併せると、Dの検 察官調書の内容は概ねこれを信用することができる。

これに対し、弁護人は、①Dは、形式的には参考人として取り調べられ ていたにせよ、Kが、捜査段階において、本件発砲事件について、Dも被告人と共 謀していたことが強く推認される内容の供述をしていることを踏まえて、実質的には、被疑者として取り調べられたもので、その結果、Dが、恐喝未遂(本件判示第五の事実と同一のもの)を終わらせて、早く服役しようとしているのに、本件発砲事件についても、責任を追及され、裁判が長期化するような事態になるのは避けたいなどと考えて、事実に反する供述調書の作成にやむを得ず応じたことは推認するに難くないところである、また、②Dは、Kが被告人から本件発砲事件について指示を受けたと供述しているに過ぎず、本件発砲事件について自らの関与を認めるなど、実質的に本件発砲事件の被疑者としての立場にあったD自身に不利益な事実を述べているわけではないなどとして、こうした事情からすると、Dの捜査段階の供述はにわかに信用することはできない旨主張する。

しかしながら、Kの右供述によれば、Dは、Kから被告人の指示でL方でL方でとなったと聞く前に、本件発砲事件について、被告人と話し自及いたことになるのであるから、検察官がDを被疑者として、その刑事責任を追して、ることを考えていたのであれば、事前に被告人とDの間でどに焦点をあいがなされたか、その他、Dの本件犯行において果たした役割などに焦点をもいがなされたか、その他、Dの検察官調書(甲二〇五)を見しに無点でした。のは、Dの供述を聴取するはずであるが、Dの検察官調書(甲二〇五)を見し起して、Dの供述を聴取するはずい。そして、実際に、Dが本件発砲事件に関し、を見してもいるがなかったことをも考え併せると、Dは、本件発砲事件に関し、前記認定のDというである。また、Dは、Dにも言及していき追してあってとされるではないものというである。また、Dは、Dにも言及している可能性のある供述も一部した上で被告人のことにではないし、前記認定のDともの関係も併せ考えると、Dが自己の刑事責任を免れるために、弁護人指摘のは、の関係も併せ考えると、Dが自己の刑事責任を免れるないし、弁護人指摘のは、いずれもDの検察官調書の信用性に影響を与えるものではない。

もっとも、Dの検察官調書には、KとDが話した日時や、KがDに対し 本件発砲事件に関し被告人から指示を受けたと言ったか否かという点等について、 Kの検察官調書と相違している部分もあるかのように見える。しかしながら、両者 の供述を検討すると、少なくとも被告人の指示を受けた後、発砲しに行くことをD に伝えているという点においては一致しているし、KやDの検察官調書は、いずれ も犯行後約九か月余りを経過した後に作成されたものであるから、特に会話内容な どの細かな点について、ある程度記憶違いがあってもやむを得ない面もあるのであ るから、この点を信用性を吟味する際に過度に重視するのは妥当ではない。こうし た検討からすると、概ね信用できるDの検察官調書は、Kの検察官調書の信用性を 補強し得るものといえる。

これに対し、Dは、公判廷においては、「Kがどこに撃ち込むか、誰から指示を受けたかについては聞いていない。Kは、車を貸してほしいと言ってきたので、パソコンから車の偽造ナンバーを出して渡した。Kが自分の考えで撃ち込みをやるということについては、物騒な話なので、ちょっとこっちも気持ち悪いし、聞かなかった。」などとして、捜査段階とは異なる供述をしている。

しかしながら、Dの公判供述は、やや具体性に欠ける上、その内容も不自然かつ不合理である。すなわち、前記認定のC党をとりまく客観的状況や、Dの立場からすれば、Dは、Kから、撃ち込むから車を貸してほしいと言われた際には、既にその計画を耳にしていない限りは、当然、どこに撃ち込むのか、誰の指示によるのかなどといった点についてKに確認するはずであって、Kに何も問いたださなかったとする公判供述は、いかにも不合理であるし、前記のとおり基本的に信用できる捜査段階の供述と対比しても信用できない。

また、前記のとおり、Dの供述は捜査段階から変遷しているが、その理由について、Dは、捜査段階においても、公判廷と同趣旨の供述をしたが、検察官から「本人(Kを指す。)がそういうふうに言っている。」「要するにDさんが責任取るというんだから責任取ってくださいと、あんたの言っている意味は分かるけど、この調書でないと責任取れないんだ。」などと言われたため、自己の意に反する内容の検察官調書に署名指印した旨説明するにとどまっており、供述の変遷に関するDの供述は納得のいくものとはいい難い。

したがって、Dの公判供述は、信用することができない。

以上の検討からすると、結局、概ね信用できるDの検察官調書は、Kの検察官調書の信用性を補強しているものといえる(Kの検察官調書と符合するところは、相互にその信用性を補強し合っているといえよう。)。

(五) I1及びK1の公判供述による補強

I1は、「私は、九月二○日夕方前、被告人から電話をもらって、喫茶店ラムーで被告人と会った。その際私は被告人から、「汚れ物だ、預かってくれ。」などと言われ、口をガムテープで留められた紙袋を渡されたので、これをは宅に持ち帰り、仕事に出かけた。翌日午前二時半か三時ころ、自宅に戻った私は、紙袋の中身を確かめようと、その中に手を入れると、固いごつごつしたものが手に当たった。それから、紙袋の中を見たところ、鉄でできた筒状のものが、約五、六センチメートル見えたので、けん銃だと分かった。大変驚いて、パニック状態になったので、その紙袋を、ごみと一緒に黒色ビニール袋に入れて捨てた。」「被告人が逮捕された後、店のほうに男性から電話があり、「池のところのものです。」「池からの伝言で、預かったものを処分してくれ。」などと言われた。」などと供述している。

このように、I1は、被告人から紙袋を預かり、その紙袋にけん銃が入れられていることを認識するまでの経緯について、具体的かつ詳細に供述している。また、I1は、被告人と個人的に親しい関係にあるにもかかわらず、時折涙ぐみながらも、あえて、被告人から預かった紙袋にけん銃が入れらられていたという被告人にとって相当不利益な事実を供述している上、その供述は、弁護人からの反対尋問にも揺らいではいない。さらに、被告人が逮捕された後、被告人からの伝言であるとして、けん銃を処分してほしい旨の電話がかかってきたとする点については、I1の供述内容は、I1に、被告人からの伝言で廃棄処分するよう電話をかけたとするKの公判供述の内容とも概ね符合していることなどに照らすと、I1の公判供述は基本的にその信用性を肯定することができる。

判供述は基本的にその信用性を肯定することができる。これに対し、弁護人は、I 1 が被告人から紙袋を受け取った後、被告人と別れた際の状況について、I 1 は、喫茶店の出入口付近で預かった紙袋を右手に持ちながら、大久保通り方向に歩いていく被告人を、七、八メートルくらい離れるまで見送り、その後被告人に背を向けて帰宅した旨供述しているところ、Kは、被告人が車に戻ってきたとき、被告人の側に、見覚えのある I 1 がいた旨供述しているところ、Kは、であって、この点に関する両者の供述は相違している旨主張する。しかしながら、両者の供述は、この事実があったとされる九月二〇日から相当時間を経過したら、両者の供述は、この事実があったとされる九月二〇日から相当時間を経過した。前記のとおり、両者の供述の信用性を肯定する事情が多く認められることがすると、こうした供述の相違は、両者の供述の信用性を低めるものとはいうことができない。

また、弁護人は、その他、被告人から預かった紙袋の重量や、紙袋内のけん銃を認識した際の状況などに関する I 1 の供述についても、疑問があると主張するものの、弁護人指摘の点は、いずれも瑣末なものである上、必ずしも不合理といえるものでもなく、 I 1 の公判供述の信用性に影響を与えるものではない。 結局、弁護人の主張するところは、いずれも、 I 1 の公判供述の信用性

結局、弁護人の主張するところは、いずれも、I1の公判供述の信用性を左右するものではない。

 信用性を肯定することができる。

これに対し、弁護人は、K1の右供述は、K自らがI1に電話をかけたとするKの供述と相反する内容になっている旨主張している。しかしながら、K1は、最終的に誰がI1に電話をかけたかについては認識していないのであって、Kが、何らかの事情でやむを得ず自分でI1に電話をかけたということも考えられないわけではないし、たとえ、K1の供述のとおり、KがI1の店の電話番号が記載されたメモを事務所に置いたままであったとしても、その折り返し電話をくれるよう伝えた相手からI1の電話番号を聞くなどして、I1に電話をかけることは可能であったといえ、両者の供述は必ずしも相反する内容とはいえない。むしろ、被告、人が弁護士を通じてI1に預けた物の処分を依頼したという重要な点については、両者の供述は符合していることも考慮すると、この点に関するK1の公判供述の信用性は左右されない。

そうすると、これらの公判供述により、①本件発砲事件からそれほど日がたたない時期に被告人がI1にけん銃様のものを預けたこと、②被告人が、弁護士を通じ、I1に預けた物の処分を依頼したこと、③被告人が、本件発砲事件以前に、けん銃様のものを所持していたことが認められるが、これらの事実は、被告人の指示により本件発砲事件を敢行したとするKの捜査段階の供述を直接裏付けるものではないものの、被告人の本件発砲事件への関与を推認させる方向に働くものといえるし、Kの捜査段階の供述の信用性を補強し得るものといえる。

(六) 小括

以上の検討からすれば、Kの検察官調書の内容は、信用できる。

四 被告人の公判供述の信用性

被告人は、本件発砲事件について、Kに指示したことはないし、自分が所持していたけん銃は、本物ではなくモデルガンであって、それをI1やK1が本物と勘違いしたにすぎないと供述している。

しかしながら、被告人が本件発砲事件について指示していなかったとすれば、Kは自らあるいは被告人以外の何者かからの指示を受けて本件発砲事件を起こしたことになるが、前記のとおり、Kが自ら本件発砲事件に及ぶような事情は見当たらないし、被告人以外の何者かから指示されたような事情も認められず、被告人の供述は不合理である。

また、被告人は、モデルガンは、他の暴力団と交渉する際に使うために持っていた旨供述しているものの、一般人に対して示すのであればともかく、他の暴力団と交渉する際使うのであれば抗争を招きかねないことなどからすれば、被告人の述べる用途自体不合理であるし、本物のけん銃を見たことがある I 1 や K 1 が、いずれも、本物のけん銃とモデルガンを勘違いしたというのは不自然である。

したがって、被告人の公判供述は信用できない。

五、結論

以上の検討からすると、Kの検察官調書の内容は信用することができるのに対し、これに反する被告人の公判供述は信用することができず、結局、信用できるKの検察官調書などの関係証拠によると、被告人が、Kに指示して、本件発砲事件を行わせたものと認めることができ、被告人には、銃砲刀剣類所持等取締法違反(発射罪)の罪の共謀共同正犯が成立するというべきである。 第五 判示第五の恐喝未遂について

一 弁護人の主張

弁護人は、被告人は、D、N、MらとB住職から金員を喝取することを共謀したことはなく、その実行行為を分担したものでもないから、無罪であると主張し、被告人もこれに沿う供述をするので、以下検討する。

二 特に争いがないか、容易に認定できる事実

関係各証拠によれば、以下の各事実は、特に争いがないか、容易にこれを認定することができる。

1 Nは、N石材店を経営し、A寺の墓地管理などを業務として行っていたが、平成四年、A寺から、N石材店が墓地を勝手に増設したり、本来A寺に支払われるべき墓地の永代使用料等を曖昧に処理しているなどの問題を指摘され、同年一二月ころ、墓地管理業務の委託を解除する旨伝えられた。これに対して、Nは、平成五年一月、A寺に対して営業妨害の禁止を求める仮処分を申し立て、同年一二月ころ、両者の間で相互に業務を妨害してはならない旨の和解が成立したものの、その後も、Nは、A寺から営業妨害を受けたとして、平成九年七月上旬ころ、営業妨害をしてはならない旨の間接強制の申立てをし、同年九月、A寺に対し間接強制決

定がなされた。

なお、こうした中で、N石材店の売上は、平成二年度一億五四〇〇万円 余、平成三年度一億四〇〇〇万円余、平成四年度八六〇〇万円余、平成五年度四九〇〇万円余、平成六年度六一〇〇万円余、平成七年度五四〇〇万円余、平成八年度五〇〇万円余、平成九年度二三〇〇万円余と、年々減少していった。

- 2 Mは、A寺に勤務する僧侶であったが、平成二年九月ころ、A寺から、住職に無断で戒名を付けてその料金を得るなどの不正を行っていたとして、本堂勤務という謹慎処分を受けた上、平成四年一二月ころ、謹慎処分後も態度の改善が見られないということを理由に同寺を解雇された。これに対し、Mは、平成五年一月ころ、A寺に対して地位保全を求める仮処分を申し立てたものの、却下され、平成七年ころには、本案の民事訴訟を提起したが、同年一二月ころ、MとA寺の間で、MがA寺の職員としての地位にないことを相互に確認し、A寺がMに退職金として六〇〇万円を支払う旨の和解が成立した。
- ○○万円を支払う旨の和解が成立した。 3 しかし、N及びMは、右のようなA寺からなされた一連の処分等は、A1 (なお、同人は、平成四年にA寺副住職となった後、平成七年に住職(代表役員) に就任し、その後Bと名を変更した。)が、A寺の住職の座に就き、同寺の実権を 握るために、その障害となるN及びMをA寺から排除しようとしたものと認識して いた。なお、NとMはもともと親しい関係にあった。
- 4 こうした経過の中で、N及びMは、顔を合わせては、B住職に対する悪口を言い合い、前記訴訟等も功を奏しないことが明らかになった平成九年ころからは、何とかB住職に対する恨みを晴らす方法がないかなどと話し合うようになった。そして、Mは、甥のN1を通じて知り合ったDをA寺との紛争を解決してくれる人物としてNに紹介したところ、Nが興味を示したため、D、N及びMは、平成一〇年九月下旬ころ、目黒通りにあるしゃぶしゃぶ料理店「O1」において、話合いを持った。
- 5 D、N及びMは、平成一〇年一〇月下旬ころ、地元であるY1商店街のフランス料理店に集まった。Nは、A寺とN石材店との確執などについて話した後、Dに対し、A寺から立退料を取れないだろうかと言った。Dは、全部任せてほしいなどと述べ、Nの右申出をいったんは了承し、Dの報酬については、A寺側から受け取る金員の半分ということになった。また、この際、Nは、Dに対し、港区所在のP1寺に対する七三〇万円の未収金の取立ても依頼し、Dはこれを引き受け、P1寺に対する取立てを行ったものの、警察沙汰になるなどし、Nも手を引くよう要請してきたため、これを中止した。
- 6 D、N及びMは、平成一○年一一月下旬ころ、世田谷区奥沢のN石材店事務所に集まり、A寺に対する要求内容について話し合ったが、そのとき、N石材店がA寺の墓地の管理業務に復帰すること(以下、この要求のことを「N石材店の復帰」ということがある。)を要求するという話が出た。その後、D、N及びMは、A寺に対して要求していくに際し、Nが経費を、Mが情報を提供することに決めた。
- 7 Dは、右翼団体を作ってA寺に圧力をかけるため、C党を設立することとし、平成一〇年一二月中旬ころ、N所有のアパートであるF1にC党の事務所を構えることとし、街頭宣伝車の整備や看板の手配等した。その一方で、Dは、同年一二月上旬ころ、当時大阪に在住していた被告人に電話をし、C党に参加するように誘った。被告人とDは、ともに、大阪にある指定暴力団G2会H2組に所属していたが、H2組内における地位は、被告人のほうが上であった。
- 8 被告人は、平成一一年一月末ないし二月初旬ころ(以下年月日は特に表示しない限り、いずれも平成一一年である。)、上京し、Dの依頼によりNが用意した I 2の一室に住んだが、春ころ、F 1 二〇五号室に移り住んだ。
- 9 Dは、一月一四日、東京都選挙管理委員会に名称をC党とする政治団体の届出を行ったが、Dは、自らを同党党首とし、被告人を最高顧問としていた。
- 10 Dは、一月二七日、Q1に、街頭宣伝車をA寺の駐車場に停めさせてほしい旨書かれた挨拶状と日本酒二本を持たせ、A寺に行かせたが、翌日、B住職の代わりの者が、断りの手紙と日本酒二本を返してきたため、B住職と接触することはできなかった。
- 11 Dは、二月ころから、覚せい剤はやめましょうなどと書かれたC党の機関誌「人の道」を通行人に配布したり、A寺の檀家に郵送するなどし、街頭宣伝車で軍歌やお経を流すなどの活動も始めた。
 - 12 Dは、三月ころから、徐々に街頭宣伝活動を活発化し始め、四月ころから

は、別紙のとおり、A寺周辺で軍歌などを流すばかりでなく、A寺筆頭総代Pや檀 家総代Qの自宅や職場周辺で、同人らを誹謗中傷する内容の街頭宣伝活動を行うよ うになり、五月には、B住職の妻Oの実家である秋田県北秋田郡阿仁町において、 B住職やOを誹謗中傷する内容の街頭宣伝活動も行った。その他、Dは、C党のホ ームページを開設してその中にB住職らのことを記載したり、A寺境内に「銃器の 持ち込みはやめましょう。」等と記載された看板を設置するなどして、B住職らに 対する嫌がらせを行った。

13 こうした度重なる街頭宣伝活動等の嫌がらせに困ったB住職は、高校時代 の同級生であったUに、その解決策について相談したところ、力のある右翼である として、R1を紹介され、同人にC党との仲裁を依頼することとした。

14 これを受けて、R1がC党について調べたところ、J2組を破門された指定暴力団G2会H2組に所属する者が関与していることが判明したため、R1は、 まず、以前J2組K2組L2組組長であったS1にC党との交渉を依頼した。右依 頼を受けたS1は、四月中旬ころ、D及び被告人と会い、金銭的解決を持ちかけたが、Dがこれに応じなかったため、交渉は失敗に終わった。

15 そこで、R 1 はS 1 に代わって、J 2 組直参のT 1 にC 党との交渉を依頼した。T 1 は、この依頼を引き受け、五月中旬ころ、D と会い、同人に対して、五 億円を出すから手を引けなどと言ったものの、Dが、これに応じなかったことか

ら、結局交渉は失敗に終わった。 16 他方、B住職は、五月二九日には総代会を開き、Uの関係者にC党との交 形では、Nの所有ないし管理にかかる物件をすべて処理するのに、C党に一○ 億円を支払うということについて、檀家総代らの了承を得た。しかし、その後、B 住職は、R1からT1を通じての交渉が失敗に終わったことを知らされた。

17 こうして、S1及びT1を通じての各交渉がいずれも失敗に終わったた め、R1の事務所に勤めていたU1の提案により、B住職は事態収拾のためDと直 接会うこととし、六月三日、A寺開山堂において、U、U1同席の下、話合いを行 った。その席において、Dは、B住職に対して、N石材店の復帰、MへのV1寺 (共同墓地)の譲渡、Qの自宅敷地部分のセットバック及び檀家総代の解任、Pの 筆頭総代の解任等を要求したが、いずれも断られ、他方、B住職は、N所有ないし管理にかかる桶小屋、住居、アパートなどすべてを一○億円で買い取るという条件を提示したが、Dは即答しなかった。

18 Dは、六月四日、U1に対し、A寺に、Nに対する墓地立ち退き料や墓地 内の建物・事務所・倉庫・作業場に対する権利放棄費用などの名目で合計一七億円 を要求するなどの内容の「お知らせ」と題する文書を渡した。U1が、翌日、 をB住職に渡したところ、B住職は、記載内容が六月三日の交渉の結果と全く異な っていることに怒りを覚えたものの、思い悩んだ挙げ句、いったんは、N石材店の所有ないし管理にかかる土地建物を買い取った上、C党及びN石材店との債権債務関係がないこととすることを条件に、一五億円でC党と交渉することをUを通じてU1に依頼した。これを受けて、U1は、Dに対し、二億円まけてもらえないかな どと話し、その数日後、六月一一日に、再びB住職と会ってほしいなどと言った。

しかし、B住職は、A寺の警備に当たっていた警備会社の社長、弁護士、 A寺檀家総代らと相談の上翻意し、六月一○日、Uに対し、Dとの話合いには応じ

ない旨告げた。

B住職との会談が中止になったことを知ったDは、被告人と 20 六月一一日、 ともにR1事務所に行き、R1を問い詰め、同人に対し、B住職との面談の場を再 度設定するよう求めた。

21 その後、Dは、街頭宣伝車の数を増やし、別紙のとおり、A寺周辺、B住 職の実姉であるT方周辺、秋田のOの実家周辺で、激しい街頭宣伝活動をするようになり、ビラの内容も、B住職やOらの誹謗中傷を含むより過激な内容のものにな

22 Dと被告人は、七月二二日ころに、R1事務所を訪れ、R1に対し、六月三日にB住職とC党の間で合意した事項は、立退料、建物などの権利を放棄する費用あわせて一五億円であること、Pを筆頭総代から解任すること、V1寺をMに譲 渡することであるところ、R1事務所の仲介を尊重して八月一六日まで待つことな どと記載された文書を渡した。また、被告人は、R1に対し、帰り際に、「これは もう決まっている約束事ですから約束は守ってください。」などと言った。

23 Uは、八月一三日、Dから呼び出しを受けたため、R1事務所のW1と一 緒にC党事務所を訪れた。その後、同月一四日及び一八日にも、Uは一人で、C党 事務所を訪れた。

Uは、八月二三日及び二五日に、A寺を訪れ、B住職との面会を求めた 被告人は、X1に声をかけ、八月二九日及び九月五日、多数の暴力団関係 者と見られる者とともに、A寺境内を歩き回った。

被告人は、平成一一年九月、R1が入院している病院を二回訪れ、R1に 「できるだけのことはせいよ。納得できることはせな許さんぞ。ただし、こ れはDの仕事やから、支払方法についてはDと話しせい。このまま見逃すことはできんから、お前入院してようが何してようが関係ない。殺すぞ。」などと言った。 27 被告人は、Dから、五月の連休時に五〇万円、六月の韓国旅行に出発する

前に一五〇万円、六月末帰国時に一〇〇万円、その他の機会に、たびたび二〇万 円、三〇万円程度の金員を受け取っていた。 三 共謀の有無とその内容及び成立時期

共謀の有無とその内容及び成立時期

これらの事実を前提に、以下、本件の争点である共謀の有無とその内容及び 成立時期について検討する。

D、N及びMの共謀

(一) Dの供述要旨とその信用性

(1) Dの供述要旨

Dの捜査段階の供述要旨

Dは、捜査段階において、検察官に対し、要旨以下のとおり供述す

る(甲一五九)

私は、Mから、A寺の住職に寺の墓地から追い出されて困っている 石屋がいる、住職は一切話合いに応じない態度を示しているので、何とかしてやってくれないかと仲裁を依頼された。そこで、私は平成一〇年九月初旬ころ、MとともにN石材店事務所に行き、Nと会った。このとき、Nは、簡単にN石材店とA寺 の権利関係等の話をしたが、あまり詳しい話ではなかった。Nは、私に対する警戒 心があったようだった。

私は、同月二四日ころ、「O1」で、M、Nと三人で会った。私 「私に任せるのであれば、全部任せてもらう。自分を信用してくれ は、Nに対し、 れば、問題は全部解決する。安心して任せてくれ。」などと言ったが、Nはまだ私に対する警戒心が取れない様子で、A寺とのトラブルの内容はあまり詳しく聞けなかった。私は、同年一〇月二三日ころの夕方、Y1商店街のフランス料理店で、M、Nと会った。Nは、私にすべてを任せる決意をしてきたのか、「これまでN石 材店は、A寺と墓地管理業務委託契約を結び、墓地の管理業務をしてきた。ところ が、B住職は、先代住職が入院した後、他の実力のある僧侶や古い付き合いのある 葬儀屋、石材店などの出入り業者を追放し、新しく入れた業者からリベートを取っ ている。N石材店に対しても一方的に「墓地管理業務契約を解除する。」と通告し てきた。A寺の墓はN石材店がすべて独占管理してきて、管理料、墓石等の販売などで年間八〇〇〇万円の売上げがあったのに、これが全部だめになりそうだったので、A寺に対して営業妨害差止の裁判を起こし、営業権を確保した。しかし、A寺では、Aの後人は大きな大きにある。 側はその後も様々な妨害をしてきたことから、檀家で「Y1を考える会」 を結成して抵抗したが、営業妨害がエスカレートし、檀家に対して「N石材店とは 手を切れ。」などと言い、新しく入った石材店に仕事を流してしまった。A寺から 立ち退くにしても立退料を取らなければ納得できない。立退料を取れないだろうか。」などと話してきた。Nが今収入がないので報酬を出せないなどというので 成功報酬として立退料の半分をもらうと言い、Nの話を受ける旨答えた。Nが経費も今すぐ出せないというので、すぐに金の取れそうな案件はないのかと聞くと、Nは、P1寺の修復工事代金七三〇万円が未払いになっているなどという話をしてき た。Nは、このほかにもA寺に絡む案件をいくつか言っていたが、私は、手始めに するにはA寺以外の案件がいいだろうと思い、P1寺と交渉することにした。

私がP1寺の件から手を引いた同年一一月中旬以降、A寺に対する 要求の話に移り、私、N、Mの三人は、同月下旬ころ、N石材店事務所に、何度か集まり、A寺に対する要求の確認やその方法などについて協議した。同月二〇日ころ、私、N、Mの三人でN石材店事務所で話し合った際、Nは、私に、「A寺は、 自分を追い出したいらしいが、立退料をもらわないと出ていけない。弁護士どうし で話し合っており、五〇〇〇万円と言っているが、そんな額では話にならない。」 と言うので、いくらなら出て行くのか聞くと、Nは「三億から五億は欲しい。」と 言った。私がA寺にどれくらい金があるのか聞くと、Nは「前の住職のときに 金を作るのに協力した。そのとき、二○億くらいになったはずだ。今はもっとある

「田頭旦伝活動でB任職に圧力をかけて交渉の場に座らせよりと思った。私は、同月二五日、N石材店事務所で、N及びMと会って、私の考えを伝えた。その際、私は、Nに「A寺にNさんが復帰するのはどうなんだ。」と聞くと、Nは、「昔に戻れればそれはそれでよい。」と答えたので、私は、「じゃあ、Nさんの復帰も要求して、それがだめなら、立退料一〇億ということでどうだ。」ということにした。そして、私は、Nに「右翼団体を作って、A寺やB住職、檀家総代を街宣活動で攻撃して圧力をかける。そうすれば、B住職も話合いに応じるだろう。住職をほめ殺しでもするか。」などと言ったところ、Nはそりゃいいですねなどと乗りたができた。

り気な様子だった。

イ Dの公判供述の要旨

これに対し、Dは、公判廷において、要旨以下のとおり供述する。 私は、Mと知り合ってほどなく、Mから、Nを紹介された。A寺の墓地管理をしていたが、A寺から嫌がらせをされて、追い出されそうになっているということだった。平成一〇年秋ころ、N石材店事務所にMと一緒に行き、Nと会った。Nから、A寺の愚痴を聞かされたが、具体的な話はなかった。私は、九月二四日ころ、「O1」でN、Mと会った。A寺とは別の寺の話をしたように思うが、全部任せてもらうという話をした。Nに、P1寺に墓地の造成費として七〇〇万円の未収金があるから、取り立ててほしいと依頼されたが、A寺絡みの未収金の取立ては依頼されなかった。

私は、一〇月ころ、フランス料理店でN、Mと会った。Nは、A寺とのトラブルについて詳しく話し、三代にわたって寺の墓番をやっていたが、A寺から一方的に追い出されようとしている、墓地管理業務委託契約などないのに、それを解除したと突き付けてきた、住職が嫌がらせをするので、年間一億六〇〇万円あった売上が二〇〇〇万円に減った、二〇〇〇基くらいの墓を管理していたのに、それが五分の一くらいにまで減り、経営が苦しくなったと言っていた。Nが、A寺のほうは弁護士に五〇〇〇万円から八〇〇〇万円くらいは出してもいいと言ってきているが、それでは納得がいかないと言うので、私は、もう少し多く取れればいいんじゃないか、最低でも五億円か一〇億円は取れるんじゃないかという話をし、立退料が取れた場合には、報酬は折半にしようと言うと、Nもこれを承知した。

P1寺の件が終わった一○月か一一月ころ、私は、N石材店事務所で、M、NからA寺に関する問題について相談された。Nは、興信所の資料を見せながら、B住職の愚痴を言っていた。MがA寺から追い出されたという話も既に聞いていた。一一月が終わる前に、Nから、A寺が提示している五○○○万円ないし八○○○万円では納得できないと聞かされた。Nは、立退料として三億円から五億円はほしいと言っていた。Nからは、先代の住職のときに裏金を作るのに協力したから、A寺には二○億円くらいあると聞いた。私は、三億円から五億円取るためには、一○億円は要求する必要があると考えたので、その旨話し、さらに一○億円取れたら、報酬は折半にしようと話した。

A寺に立退料一○億円を要求しても、下手すれば恐喝になるだろうし、自分の知り合いにも、川崎で同じような件で恐喝で捕まっているのがいた。また、Nを復帰させた場合、私がNの仕事を共同でできるようになれば、毎月金が入

ってきて自分も安定するのでプラスになるなどと考え、立退料として一○億円を請求するのをやめ、N石材店の復帰を要求する方向でいくこととし、Nにも一○億円 請求しても恐喝で捕まったらどうにもならないから、復帰したほうがいいと話し た。N石材店が復帰できた場合には共同で事業をし、上がった利益を分けてもらう ということになった。N石材店を復帰させるための方法としては、政治団体を作っ てA寺に圧力をかけることを考えており、NとMに対し、その旨伝えたところ、 人は、復帰できればそれが一番いい、是非やってくださいなどと言った。平成一〇 年秋当時、Nは、桶小屋の立ち退きに関して弁護士を立てて交渉していたが、私 は、復帰もできないことはないと考えていた。

(2) Dの供述の信用性

Dの捜査段階の供述の信用性

Dの右各供述の信用性を検討するに、右検察官調書は、D、N及び Mの三者間で、立退料名目で一○億円を要求する旨の合意が成立する過程について その会話やその際の心情等が、詳細に述べられており、特段不自然、不合理な点は 認められない。例えば、Dは、立退料を正面から要求すると恐喝として検挙される おそれがあることから、N石材店の復帰を前面に出し、それが拒絶された場合に立退料を要求しようと考えた旨述べるが、この点に関するDの供述は、Dの述べる自 分の経験してきた事柄との対比を考えても了解可能なものであるし、Dが必ずしも 正確な法律知識を有していないということを前提とすれば、N石材店の復帰を要求 した場合であっても強要罪が成立する可能性があるということを認識していなかっ たとしても不合理ではない。また、右三者間で合意が成立した経緯や話合いの際の会話内容に関するDの供述は、その日時や場所などについて、若干食い違う部分もあるものの、三者間で合意が成立するに至った基本的な流れは、NやMの各検察官調書の内容とも符合している(Mの供述内容には、Dと同様、特段不自然、不合理などは対象ともないと な点は認められないし、Mが、自ら進んで本件合意に関与したことを 認め、その果たした役割についても詳細に供述していることも併せ考えると、Mの 検察官調書は、その信用性を肯定できるし、基本的に、Nの検察官調書が信用できるのも、後記のとおりである。)。さらに、Dの検察官調書には、Dが、N石材店の復帰を前面に出し、それが拒絶された場合に立退料を要求しようと考えた理由について、過去に川崎で労災保険の補償金の請求を弁護士を通じて要求したのに、恐喝でパクられたという事件があったなどと、Dから進んで供述しない限り捜査機関において知り得ないような事実を記載されていることから生えている。 において知り得ないような事実も記載されていることからすると、Dの検察官調書 は、Dが自己の記憶に基づいて任意に供述したことを録取したものと認められる。 これに対し、弁護人は、①DやMは、各検察官調書において、右三者間で、B住職に対して一〇億円の立退料を要求する旨の合意をした後に、N石材 店の復帰をも要求することをもちかけて、同店の復帰を要求し、それが拒絶された場合には立退料を要求するという合意が成立した旨述べているのに対し、Nは、検察官調書において、右三者間で、N石材店の復帰は諦め、B住職に対して一〇億円の立退料を要求することを合意した旨述べており、本件事件の表端であり、また、 核心でもあるN石材店のA寺に対する要求内容についての供述が矛盾している、② Dは、検察官調書において、C党を結成したのは、G2会の看板を出せば、他のや くざも金のにおいをかいで寺側についたり、仲介してきたりしてややこしくなる、 そうなると警察も黙っていないだろうと考えたからである旨述べているのに対し、 Nは、この点、検察官調書において、天下のA寺との戦いになるから、下手に動く

部分についての供述が矛盾しているなどと主張する。 しかしながら、①について、D、N及びMの捜査段階で供述する要 求内容については、何度かの話合いの中で立退料の要求とN石材店の復帰という二 つの事項が話題にのぼったことは合致しており、これらの事項が要求内容となったという点でも共通するところがある上、他方で、D、N及びMは、それぞれ異なる経歴、社会経験を持ちながら、A寺側から多額の経済的利益を引き出そうとの点で 意思を一致させたもので、それまでの同寺との関わりの濃淡に応じて、決着のつけ 方に異なった見通しを持っていたとしても不自然ではないし、同寺相手の交渉に着 手もしていない段階では、右最終合意の内容について、各自の思惑に従っていくぶ ん異なった受け止め方をしたとしても不合理とはいえない。また、②についても、 Dから説明を受けた内容としてNが捜査段階で述べるところは、抽象的なものにと どまり、Dの供述と必ずしも矛盾するものとはいえないし、Dが、Nに対し、C党

ことはできないので、右翼として正面から寺を攻めるためである旨述べているので あって、A寺に対する要求を実現する手段としての右翼団体の結成目的という重要 を結成する目的について前記のとおり説明することで、Nが、怖じ気づき、A寺に対する交渉を中止してほしいと言い出すのを避けたいなどと考えて、抽象的な説明にとどめたとしても不合理ではないのであるから、いずれにしてもDとNの検察官調書における供述内容が矛盾するとはいえない。

また、弁護人は、③Dが、平成一〇年一一月の時点で、NやMとの間で、B住職に対して、立退料を要求する旨合意していたのであれば、それ以降、具体的な金額を提示して、金銭的解決を前提とした行動をとっているはずであるに、Dは、六月四日、「お知らせ」と題する文書で一七億円を要求するまで、そうした行動を取っていないし、S1から金銭的解決を持ちかけられた際にも、さらには、T1から五億円という相当額の金員を提示されて、手を引くように言われた際にも、一貫して「N石材店の復帰要求が目的であり、金の問題ではない。」としても、一貫して「N石材店の復帰要求が目的であれ、二次的であれ、一〇億円の立退料を要求する目的であったことと矛盾する対応を採ったことは明らかであるら、Dらの間で、B住職に対して、立退料を要求する旨の合意が成立していたとするDの検察官調書の内容は信用できないと主張する。

しかし、前記二で認定のとおり、Dは、六月三日にB住職と会うま ではB住職に対してN石材店の復帰や金銭の支払を要求する機会がなかったもので ある上、六月三日にB住職にN石材店の復帰等の要求をしたものの、B住職からこ れを拒まれ、金銭による解決を提示されると、これを拒否することなく、翌日に早速一七億円の支払などを求める要求に変更しており、弁護人指摘のT1からの金銭による解決の申出からそれほど時間の経過していないところでDがこうした行動に 出ていることなどからすると、DとN及びMのA寺に対する要求がNの復帰等であって立退料などの金銭の支払を求めるものではなかったとするDの公判供述は不自 然・不合理であり(なおこの点を含めてDの公判供述が検察官調書の内容と対比し て信用できないことは後で詳述)、いずれB住職に金銭の支払を求める目的があっ たとするほうが自然であるし、また、こうした事実関係とDがNやMからA寺には □○億円から三○億円の金があると聞いていたことなどからすると、DがT1の金 銭による解決の申出を断ったのも、より多くの金額を望んでいたからであったとし ても不自然ではない。DがT1の金銭による解決の申出を断ったことは、平成一〇年一一月の時点で、DがNらとの間で、B住職に対して立退料を要求 する旨合意していたとするDの検察官調書の信用性を否定するものではない。さら に、六月四日の「お知らせ」と題する書面による要求まで、Dが具体的な金銭の支 払を要求するような行為に出ていないことも、前記のとおりそもそも六月段階まで DがB住職に具体的な要求をする機会がなかったことや、前記の事実関係からする DがB住職に具体的な要求をする機会がなかったことや、間記の事美関係からすると、Dは、B住職に対し金銭の支払を要求するに当たって、恐喝罪の責任を問われる可能性があることから策を講じ、右翼団体を設立するなどして街頭宣伝活動等をまず行って、A寺の出方を見極めていたものと考えられることなどに照らせば、この点も平成一○年一一月の時点で、DがNらとの間で、B住職に対して立退料を要求する旨合意していたとするDの検察官調書の信用性に疑問を生じさせるものでは、この方でのDの検察官調書の信用性に疑問を生じさせるものでは、この方でのDの検察官調書の信用性があいます。 ない。この点でのDの検察官調書の信用性がないとする弁護人の主張は採用できな い(なお、弁護人は、R1が、T1から、Dとの交渉経過について聞いた内容とし て、T1が五億円での解決を提示したのに対して、Dが「寺には三〇億か四〇億の金があるのは確実なんです。八月一六日にある「お面かぶり」の行事まで街宣をやらせてください。お面かぶりは寺にとって大事な行事だから、ここまでやれば住職は参って、三〇億でも払うといってきます。もう少し、やらせてください。」などとして、これを断った旨供述している点については、R1の供述は、 Dが立退料名目でA寺から三○億円を取る旨の発言をしたことを立証趣旨とする と、再伝聞供述であり、証拠能力に問題があるほか、供述内容の信用性について も、R1からUないしUを介してB住職に伝えられたT1とDとの交渉に関する報 告には、明らかに虚偽の事項が多数含まれていること、R1からC党の街頭宣伝活動の中止ないし退去の交渉依頼を受けたものの、これをまとめることができなかったT1が、DがN石材店の復帰を理由に金銭的解決を拒否したことを報告する代わ りに、過大請求をした旨の虚偽の報告をした可能性があることなどから、R1の供述を信用することはできない旨主張しているので付言しておく。まず、R1の供述 は立証趣旨との関係では再伝聞にあたる内容を含むものの、弁護人の同意がある以 上、証拠能力には問題はないと解される。そして、その信用性についても、R1の 供述は、T1との会話内容が事細かに述べられている上、その内容も具体 的であって、R1がT1から聞いたことをそのまま述べたものと考えられるし、ま

た、Dが、前記のとおり、現実にB住職に対して一七億円を要求していることや、 Nらから、A寺には二〇億円から三〇億円あると聞いていたことからすると、この ような発言をしたとしても必ずしも不自然ではない。弁護人は、T1が、R1に対 し虚偽の報告をした可能性を指摘するが、仮に、DがN石材店の復帰を理由に金銭的解決を拒否したため、交渉が決裂したとしても、T1とすれば、それをそのまま R1に伝えればよく、あえてDが過大請求をしたなどとして虚偽の報告をする必要 はないし、そのような虚偽の報告をするのに、DがいったんはT1の申出を受け入 れ、街頭宣伝活動の中止と墓地内にあるN石材店の作業所などの権利放棄を条件に 五億円で解決することを承知したということまで述べる必要はない。また、R1からUを介してB住職に、DとT1の交渉内容が伝えられる過程で、R1やUが実際 に、T1とDの交渉の場に立ち会っていなかったことから、相互に意思の疎通が図れず、結果として相互の供述に相違する点が生じたとしても、それほど不自然とは いえない。弁護人の指摘を考慮しても、R1の供述は、信用できるも のといえる。)。

さらに、弁護人は、④あらかじめ、D、N及びMの間で予備的(二 一〇億円の立退料を要求する合意が成立していたのであれば、六月 次的) にせよ、 三日のDとB住職との話合いの場において、B住職から一○億円を支払って金銭的 解決を図る案を示された際、Dとしては、その必要がないのに、改めてNと協議し、同人の了解を取っていることも不可解である旨主張している。

しかしながら、Dとしては、B住職から金銭的解決を図る案を提示 された際、Nらとの間で立退料の要求をすることになっていたとしても、金額やそ の他の条件などについてより有利な内容の要求を通すため、いったんはその場を引き取り、改めて内容を検討してB住職に要求するのは自然なことであり、その際、明渡しなどを求められるNに要求内容を相談して了解を得ることも自然であるとい える。

以上の検討からすると、Dの検察官調書は信用できる。

Dの公判供述の信用性

これに対し、Dの公判供述は、D、N及びMの三者間において合意 したのは、B住職に対して、N石材店の復帰を要求するということであって、立退料の要求ではないというものである。しかしながら、以下に述べるとおり、Dの公

判供述は信用できない。 まず、これまでのN石材店とA寺との紛争経緯からすれば、平成一 には難しい状況にあったと認められるところ、NやMから右紛争経緯を聞いていた Dとすれば、そのことは容易に理解できたことである。また、Dは、B住職との交 渉を進める際、政治団体を作って、圧力をかけることを考えていたとするが、そも そもN石材店がA寺に復帰するためには、A寺と良好な関係を継続していくことが 前提となるのであるから、右のような行動に出てしまえば、B住職とのN石材店の復帰を目的とした交渉が成功する可能性が低いことは自明であることや、Nが、弁 護士を通じて、N石材店の桶小屋等の明渡しを前提として、A寺と立退料の交渉を行っているにもかかわらず、NもDもこの交渉を中止するなどの行為に出ていないことも併せ考慮すると、右三者間でN石材店の復帰を要求することで合意したとするDの公判供述は、不合理である。Dの公判供述を前提とすれば、Dは、六月三日のB住職との会談の際に、B住職からN石材店の復帰を断られたことで、すぐに立ております。 退料要求の交渉に切り替えたことになるが、初めて実質的な交渉に入 った段階で、B住職から、N石材店の復帰要求を断られたからといって、Dが直ち

にそれを受け入れ、Nに復帰は無理であると告げ、立退料を要求することを提案し たというのも不自然である。

右三者間で合意していたのは、B住職に対し、N石材店の復帰を要求することであるとする供述は、恐喝の犯意を否定するものであり、そうした意味で、Dの供述は自己の刑事責任を軽減する方向に変遷しているところ、Dは、その 理由について、検察官が、警察官調書の内容を認めず、検察官調書を作成し、その訂正を申し立てたが同意しなかった、裁判になれば警察官調書も証拠として出ると思ったし、面倒なので署名指印した旨述べるが、警察官調書においても、N石材店 の復帰、それができないときには立退料一○億円の獲得が目的であった旨記載があ る上、そのような記載があることについて、Dが、弁護人から尋問された際にも、 それは私のミスですなどと供述するのみで何ら具体的理由を明らかにできていない ことなどからすると、信用できないといわざるを得ない。

さらに、Dの公判供述は、全体的に曖昧で、信用できるMやNの検察官調書の内容と食い違う部分も多い。

これに対し、弁護人は、Dが、Nから、従前のN石材店とA寺間の紛争の経緯及び交渉の経緯について、説明を受けていたとしても、この紛争はA寺もN石材店もいずれは解決を図らざるを得ない問題であること、立退料として一〇億円を要求することも、恐喝となる点を措くとしてもその実現が困難であること、N石材店のA寺への復帰による解決についても、A寺側からすれば、一〇億円を支払わなくても済むし、N石材店側としても、N自身の墓地管理業務等への復帰にこだわるのではなく、Nは引退しその息子に跡を継がせるとか社名を変更するなどの形で譲歩することが可能であることなどからすれば、方法如何によってはN石材店の復帰という解決も可能であると考えたとするDの公判供述もそれなりの合理性を持つと主張する。

しかしながら、前記のとおり、A寺は、N石材店が不正な行為を行ったとして、同店との墓地管理業務委託を解除したもので、その後のA寺とN石材店との墓地管理業務委託を解除したもので、その後のA寺とN石材店との確執も考えれば、仮に、N本人が引退し、その息子が跡を継いだり、あるいは社名を変更したとしても、その実質に本質的な変更がない限りは、B住職がN石材店の復帰を了承する可能性は低かったものと認められる。また、一〇億円は下もの復帰という形で解決を図ったとしても、その後も様々な問題が生じかねない上、最悪の場合には、C党がN石材店、おらにはA寺に居座る口実を与えかねないのであるから、それよりは、C党がN石材店に対し一〇億円を支払って今後の関係を一切断つという解決方ら聴しているが得策と考えるのが自然である。そして、Dのこれまでの経験やNからしてがようが得策と考えるのが自然である。そして、Dのこれまでの経験やNからしていた事項などを総合すれば、Dは、平成一〇年一一月の時点で、当然こらにとを認識していたものと推認できるのであるから、三者間でN石材店の復帰のよりであるといわざるを得ない。

また、弁護人は、D、N及びMの間で、B住職に対して、N石材店の復帰を要求することで合意していたとしても、N石材店の立ち退きが切迫している状況になかったことから、Dが、Nが弁護士を通じて立退料の交渉をしていることに気を留めなかったとしても不自然ではないし、Nは、従前の民事裁判や弁護士による交渉に不信感を抱いて、DにA寺との紛争の解決を依頼したのであるから、Nが、弁護士を通じた立退料の交渉を度外視し、これを中止したり、確認したりすることをしなかったとしても右合意の存在と矛盾するものではないなどと主張する。

しかしながら、前記二で認定したN石材店の売上げの減少が示すとおり、N石材店にとって、A寺が墓地管理業務委託を解除するとしてきたことは、事実上N石材店の経営を困難にするものであったといえるし、それまでの民事訴訟の経緯を知悉しているNの弁護士が、A寺側の弁護士との間で、立退料を支払う旨の要求に絞り、かつこの支払に関する交渉を成立させる可能性も十分にあったものといえ、DやNが、Mも含めた三者間で、B住職に対して、N石材店の復帰を要求していくことのみで合意していたとすれば、それと本質的に矛盾する右交渉の行く末について無関心であったことも、また不信感を抱いている弁護士による交渉を放置しておくことも考え難いところであり、DやNの右対応は、やはり右三者間でN石材店の復帰のみを要求することで合意していたということと矛盾するものといえる。

さらに、弁護人は、六月三日のB住職との会談後に、右三者間で当初合意していたN石材店の復帰から、立退料要求に方針を転換したことに関するDの説明は、Dが一貫して、S1やT1らの金銭的解決の申出を断っていることや、Dが、六月四日の「お知らせ」と題する書面で一七億円を要求するまで、第三者を介しても一切金員の要求をしていないこととも合致しているし、Dが、六月三日の右会談において、B住職を説得し、N石材店側の復帰の条件として、Nの引退、社名変更等の譲歩案を示してB住職を説得したものの、B住職からN石材店の復帰を名変更等の譲歩案を示してB住職を説得したものの、B住職からN石材店の復帰を打否された際、そこにはA寺とN石材店との因縁のような自分の理解を超えるものがあったなどと供述していることに照らしても、首肯でき、Dの方針転換はそれなりの合理的な事情に基づくものであると主張する。

しかし、前記のとおり、DがS1やT1らの金銭的解決の申出を断ったのも、より多くの金額を望んでいたからであったとしても不自然ではないし、六月四日の「お知らせ」と題する書面まで、Dが具体的に金員を要求するような行

動に出ていないことも、特に不合理不自然ではないのであるから、こうしたDの行動は、右三者間で、B住職に対してN石材店の復帰を要求することのみを合意して いたことを裏付けるものでもない。また、仮に、Dの公判供述のとおり、右三者間 で、B住職に対して、N石材店の復帰のみを要求する旨の合意が成立していたとす れば、実質的に初めての交渉の場であった六月三日、B住職からN石材店の復帰を 断られたとしても、引き続き、N石材店の復帰に向けた交渉を継続していくのが自 然であって、そうした合意を前提としながら、Dがすぐに立退料要求に方針転換したというのは、不自然かつ不合理であるといわざるを得ない。

加えて、弁護人は、Dは、自己の公判廷においても、NやMとの間の合意の内容について、当公判廷と同様に供述している旨主張するが、前記のとおり、Dの公判供述は不自然不合理といわざるを得ないのであるから、それに符合す る供述が存在するからといって、Dの公判供述の信用性が高まるというものでもな

以上によれば、Dの公判供述は信用できない。

Nの供述要旨とその信用性

Nの供述要旨 (1)

Nの捜査段階の供述要旨

Nは、捜査段階において、要旨以下のとおり、供述する(甲一五

七)。

私は、平成一○年九月下旬ころ、Mと一緒に「O1」で、Dと初め て会った。Mは、私に代わって、これまでのB住職とのいきさつを説明したが、既にDに対してある程度の説明をしていたようで、詳しく言わなくともDは分かっているような様子だった。このとき、Mも、「N石材店の件だけでなく、私のこともあわせて解決してほしい。」などと言っていた。Dは、「私が乗り出した以上、すべての問題を任せてくれ。もう心配はいらない。安心してくれ。」などと力強く言 ってくれた。このとき、私はまだ迷いがあり、Mに「Dは普通の人ではないよね。」などと言ったが、Mは、「大丈夫だよ。」などと答えた。

この数日後、私は、Mから連絡を受け、Y1商店街にあるフランス料理店で、Dと会った。このとき、私は、Dにすべてを任せる決意をしていたので、これまでのいきさつについて、「住職のA1は、先代の住職が病気のため執務できなくなると、寺の改革を名目に、A1の邪魔になるような僧侶や私を寺から追 い出した。墓地の中での花や線香の販売を妨害されている。裁判で勝ったのに、A 1が相変わらず嫌がらせを続けており、これをやめさせる有効な手段がない。墓地 内の桶小屋の立ち退きを迫られている。」などと話した。私が、Dに、謝礼を支払 えない旨言うと、Dは、「すべてを任せてください。謝礼は、住職から取る金の半 分をいただきます。」などと言ってきたので、私は、これを承知した。そして、手始めに、私がP1寺に持っていた七三〇万円の未収金の取立てをDにやってもらう ことになった。このほかに、私のA寺に対する債権についても、Dに取立てを依頼 した。

平成一〇年一一月下旬ころ、Mから連絡があり、DとMがN石材店 平成一〇年一一月下旬ころ、Mから連絡かあり、DとMかN右材店の事務所に来て、A1から金を取る話を具体的にした。Dが「もう一度、A寺に戻りたいのか。」等と聞いてきたので、私は、「できればまたA寺で仕事をやらせてもらえれば一番いいとは思っています。」などと答えたが、本音を言えば、無理なことはよく分かっていた。Dは私の気持ちを見抜いているかのように「寺が復帰を認めず、N石材店のA寺の土地からの撤退を迫ってきたらどうするんだ。」などと言ったので、私は、「もちろん、ただで立ち退くわけにはいきません。今、弁護士に桶小屋の立ち退き問題で交渉してもらっています。その弁護士は、数千万円程度の立場割の託をしているようですが、利は、それを類では納得できませた。他なる方法別の託をしているようですが、利は、それを類では納得できませた。他な の立退料の話をしているようですが、私は、そんな金額では納得できません。少な の立退料の話をしているようですが、私は、そんな金額では納得でさません。少なくとも三億から五億はもらいたいと思います。」などと答えた。桶小屋だけでそれほどの価値があるわけはなく、法外な要求であることは分かっていたが、私の気持ちの中では、それくらいの金をA1からふんだくってやらないと気が済まないという思いだった。それに、私は、噂で、A1と前の奥さんが離婚したときに、奥さんに三億円の慰謝料が支払われたと聞いていた。また、私は先代の住職の奥さんがMの奥さんに「裏金が二○億はある。」と言っていたとMから聞いたことがあったので、五億円くらいの金をもらってもどうということはないと思っていた。 Dは 「幸にはそんかに全があるのかい」」と聞いてきたので、「先代の住職 た。Dは、「寺にはそんなに金があるのかい。」と聞いてきたので、「先代の住職のときに、裏金が二〇億あるとMの奥さんから聞いたことがありますよ。」などと 答えた。DがMに確かめると、Mも、これを肯定した上、「今だったら、三〇億か

四〇億はあるんじゃないですか。」などと答えた。このような話をした数日後の一月二五日ころ、DとMがN石材店事務所に来て、Dが真剣な様子で、「Nさん、お寺に戻るのが無理だということだから、寺からは立退料ということで五億もらおう。俺の取り分も同じで五億もらう。あわせて一〇億を住職からもらうことにしまう。」と言い出したので、私は「それでお願いします。」などと言った。Dは、「天下のA寺との戦いになるから、下手に動くことができない。右翼として正式に届けて正面から寺を攻めよう。そのためには、いろいろと経費がかかるがNさんに何とかしてほしい。」と言ったので、「分かりました。」と答えた。このとき、Mも「Dさんがそこまでやってくれるのであれば心強い。私もお寺の情報を提供する。」旨言い、このとき、私、D及びMの三人は、協力して、A1から合計一〇億円を取ることを決めた。

イNの公判供述要旨

これに対して、Nは、公判廷において、C党を設立する前の時点では、Dとの合意の内容は、B住職に対して、N石材店の復帰を要求するというものであって、その後、R1が仲介に入り、A寺との交渉が煮詰まるに至って、B住職に対して、Nの取り分として五億円、Dの取り分として五億円の合計一〇億円を要求するという話がDのほうから出てきた旨供述している。

(2) Nの供述の信用性

ア Nの捜査段階の供述の信用性

まず、Nの検察官調書の信用性から検討するに、右検察官調書は、Dの検察官調書と同様、D、N及びMの三者間で、立退料名目で一〇億円を要求する旨の合意が成立する過程の会話が、詳細に述べられており、特段不自然、不合理な点は認められない。例えば、Nの公判供述を前提とすると、Dは、平成一〇年一一月ころ、何らの報酬の取り決めもせずに、A寺との交渉を引き受け、その後も、少なくとも、平成一一年四月あるいは五月ころ、R1がS1やT1に依頼するなどして、DらとA寺との仲裁に入るまでの間、報酬について取り決めないまま、A寺との交渉を続けていたことになるが、それまで特にDとNとの間に人的な関係があったわけでもないことからすれば、いかにも不合理で、依頼に当たって十分な謝礼を支払えない旨述べるNに対し、Dが、B住職から受け取る金員の半分をもらうことで了承したとの検察官調書の分け前の分配を決めた経緯のほうが、合理的である。

また、Dらとの間で成立した最終的な合意の内容には、相違が見られるものの、右合意が成立するに至った基本的な流れについては、信用できるDやMの各検察官調書の内容と符合していることも、Dの検察官調書の信用性を検討した際に触れたとおりである。

さらに、Nの検察官調書には、Nが、A寺に対する債権の取立てを Dに依頼した旨の記載があるが、債権の発生原因やその額についても具体的に記載 されているほか、DやMの各検察官調書に記載されていない内容をも含んでいるこ とからすると、Nの検察官調書は、Nが自己の記憶に基づいて任意に供述したこと を録取したものと認められる。

以上によれば、Nの検察官調書は、基本的に信用できる。

Nの公判供述の信用性

これに対し、前記のとおり、Nは、平成一一年四月あるいは五月ころ、R1がS1やT1に依頼するなどして、DらとA寺の間の仲裁に入り、交渉が煮詰まるに至って、B住職に対して、金銭を要求するという話がDのほうから出さきた旨供述しているものの、他方で、検察官から、D、N及びMがいたときに、金銭要求の話が出たのではないのかと尋ねられた際、「N石材店の事務所でその話が出たと思う。調書に平成一〇年一一月二五日ごろと記載があれば、そうだろうと思当たと思う。」とも供述しているのであって、公判供述自体に変遷がある。また、その理由を明らいて、検察官から質問を受けた際も、「(時期については)はっきりした記憶がませんので。」などと供述するのみで、その理由を明らかにしていない上、公判供述は全体として曖昧な供述が多々なないる。

さらに、Dらとの間で、B住職に対して、N石材店の復帰を要求する旨合意していたとする内容が不合理であることは、既にDの公判供述の信用性を検討した際に触れたとおりであり、Nの「昔のように私のうちでもって、二〇〇〇軒のお檀家の掃除、すべての件について復帰できるということを、話をさせてもらいました。」「一番の願いは、何と言っても、昔のような仕事をさせてもらいたいという気持ちのほうが一番強かったですから。」「(A寺との関係で何を解決して

もらうということなんですかとの問に対し)それは私の復帰という以外にはないで す。」旨の公判供述は、あくまでも無理と分かった上での主観的希望を述べたもの にすぎないと評価して不合理ではない。また、Nの公判供述には、ベンツが燃焼するなどの事件が起きた平成一一年夏ころ、Dから、N石材店が復帰を果たした場合、Dの会社と業務提携し、事業収益を折半するという話が出たなどと、前記のと おり、それ以前に、Dが、六月三日のB住職との交渉で同人からN石材店の復帰を 断られていることに照らせば、明らかに不合理な内容も含まれている。

こうしたことからすると、この部分に関するNの公判供述は信用で

きない。 (三) 小括 以上のとおり、信用性の高いD、N及びMの各検察官調書によれば、平 -月下旬ころ、右三者の間でB住職に対し、N石材店の復帰を要求する とともに、それが無理な場合には同店の立退料名目で金員を要求するとの合意が成 立したものと認められる。

もっとも、その時点では、B住職に要求を受け入れさせるための具体的 方法の選定は、Dに任されており、NやMは、街頭宣伝活動やDの作成するビラの 内容を具体的に認識していたとまではいえないし、その後、Dが行ったような、街 頭宣伝活動等でB住職らを誹謗中傷して脅迫するということを確定的に認識してい たとも認めることはできない。しかし、前記のとおり、Nの検察官調書には、 翼として正式に届けて正面から寺を攻めようと聞いた」旨、Mの検察官調書には、 Dが「右翼団体を作って、A寺やB住職、檀家総代を街宣活動で攻撃して圧力をかける」ことを企てた旨の記載があることからすると、少なくとも右翼を標榜する団体を設立してB住職に圧力をかける程度のことは、NやMも了解していたものと認められる。そして、Mは、A寺の庫裏の放火に関与したなどとして、暴力団からゆるよれな際、これなりに解する。 すられた際、これをDに解決してもらったことがある上、Dの仕事の内容やその左 手小指が欠損していることも認識していたのであるから、遅くとも、平成一○年九 月下旬ころまでには、Dが暴力団員であることを認識していたものといえるし、N すべりころまでには、Dが暴力団員であることを認識していたものといえるし、Nも、同人の検察官調書に、Mから「力を持った人である」として紹介を受けたDについて、「まともな力を持った人ではなく、相手に有無を言わせない現実の力を持った人ということであり、結局は右翼や暴力団のような人だろうと思った。」旨の記載があることや、公判廷においても、Dと会ってからはDが暴力団関係者であることが分かった旨供述していることからすると、平成一○年九月下旬ころには、Dが暴力団員であることを認識したものと認められ、平成一○年一一月ころには、Dが暴力団員であることを認識したものと認められ、平成一○年一一月 下旬の右三者間での合意成立時には、DがB住職に要求を受け入れさせるために強い手段方法をとり、脅迫行為に及ぶことも十分予想していたと推認されるほか、両 名とも、平成一〇年一一月ころ、DがP1寺に取立てに行った際警察沙汰になったことを耳にし、平成一一年一月ころには、F1にC党の看板も設置され、二月には街頭宣伝活動が、三月にはC党員によるビラの配布や境内の徘徊も開始されたことなども目にしているのであるから、遅くとも本件犯行が開始された時点、すなわなども目にしているのであるから、遅くとも本件犯行が開始された時点、すなわなどもまた。 ち、A寺檀家総代方への街頭宣伝活動が本格化する四月二七日の段階においては、 DがB住職に対し、要求を受け入れさせるために、街頭宣伝活動等による脅迫を行 うことについて、確定的認識を有していたものと認められるし、両名が 街頭宣伝活動が開始されているのを知りながら、宣伝材料となり得るB住職や檀家 総代らに関する情報を提供していることからすれば、それを容認していたことも認 めることができる。

さらに、N及びMは、これまでのN石材店とA寺との紛争経緯からすれ 平成一〇年一一月下旬の時点でも、N石材店の復帰を要求してもこれをA寺側 が受け入れることは相当困難であると考えており、それよりも同店の立退料名目で金員を要求することに重点を置いていたと推認できるし、右のとおり、Dが、脅迫という手段を用いることを確定的に認識したことで、遅くとも本件犯行が開始された時点においては、N石材店の復帰が沿場りに受け入れられる可能性は表しいことを記述している。 を認識し、同店の復帰はほぼ諦め、立退料名目で金員を要求していくと考えるに至 ったものとも推認できる。また、B住職らに対する攻撃の手段やその内容を自ら選 定したDもこうした事情を認識していたもので、右三者ともに、Nの復帰の可能性 は乏しいと考えていたものと推認される。

したがって、平成一〇年一一月下旬の段階で、D、N及びMとの間で B住職に対して強い手段をとり、脅迫に及ぶこともあることを前提にN石材店の復 帰を要求し、それが無理な場合には、同店の立退料名目で金員を要求して喝取する 旨の共謀が成立していたと認められるし、また、遅くとも本件犯行が開始された時点においては、右三者間で、B住職に対し、街頭宣伝活動等の脅迫行為を行い、N 石材店の立退料名目で金員を喝取する旨の共謀が成立していたものと認められる。

Dと被告人との共謀

(一) 被告人とUとの交渉内容

Uの公判供述要旨とその信用性 (1)

Uの公判供述要旨

「寺(A寺を指す。以下同じ。)のガードマンが夜に勝手にぶつけてきた。」 型のベンツが燃やされた件で寺に交渉に行ったら七人逮捕された。」と言われ、さらに、「頼んでもないのにヤクザ者を送り込んでくるからこうなるんだ。」と言わ れた。事務所の中に入り、「お前ら、ちゃんと住職と連絡取ってるのか。」「時間 れた。事務所の中に入り、「お前ら、ちゃんと住職と連絡取ってるのか。」「時間 ばっかりたって何も変わらないんじゃないか。」「住職が一五億払うと言ってきた んだから、会わせろ。」「飽くまでも一六日までに交渉を終わらせたい、タイム ミットは一六日だ。」と言われた。そのようなことをDから言われている間に、被 告人が事務所に来た。私が事務所の中に入ってから、二〇分ないし三〇分後だった と思う。被告人は、「二か月も何もしてない。」「命を張ってやれ。」「なめてる んじゃないぞ。」「なめたらぶっ殺すぞ。」「住職の首と一五億を持ってこい。 と言っていた。被告人は、上着を脱いで彫り物を見せて、命を張ってやれ、やらな ければ殺すという内容の言葉を繰り返した。私は、W1と一緒に開山堂 に行った後、C党の事務所に戻り、午後五時半前後、C党の車に乗って、M2警察 署に行ったが、住職には会えなかったので、C党事務所に再度立ち寄り、住職に会 署に行ったが、住職には会えなかったので、C党事務所に再度立ち寄り、住職に会 えなかった旨報告した。一五億円というのがA寺の代理人としての自分の責任ない しはR1事務所の責任が追及されているものだとは思わなかった。一五億円は、寺

から持ってくるものと思っていた。
この一三日の際、もう一度明日来いと言われていたので、私は八月一四日、一一時過ぎ、C党事務所に一人で行った。Dから、「もう住職は出てこない。Uが金を払って、後で寺に請求しろ。」と言われた。最初は、「三億円払え。」と言われた。「R1事務所も、R1の家も、Uの家もよく知っている。自分が行かなくて、若い老が行く、なりた時れ切っているから、」なりと言われた。私 が行かなくても若い者が行く。みんな疲れ切っているから。」などと言われた。私 には金を工面するのは不可能だったし、仮に工面して支払ったとしても、A寺から はお金が出ないと思った。断ったら、殺されるのか、相当危ないことをされるなと 感じた。

感じた。 私は、また、呼び出され、八月一八日午後三時ころ、一人で、C党事務所に行った。すると、同所には被告人がおり、喫茶店に行こうと誘われたので、喫茶店に行った。その後、C党事務所に戻ってから、被告人から、「こちらからやれということを言わなければ何もしない。」「命を懸けてやってない。」「からあたらぶっ殺すぞ。」「今ここに住職の首と一五億を持ってきて、それから考えてやる。」「仕事が大事なのか命が大事なのか、よく考えろ。」と言われた。これに対し、私が「命です。」と答えると、「普通の生活もさせないし、命も分からんがらい数はど早くぶっ殺す。警察だろうと、それはもう構わん。みんなぶっ殺す。」などと言われた。それを聞いて、もう引きようがないのかな、殺されるのかなと非常に怖い思いをした。私は、八月二三日及び二五日、A寺に行き、非常に危ないというような内容を記載した名刺を、警備員に渡し、B住職に渡してくれるよ ないというような内容を記載した名刺を、警備員に渡し、B住職に渡してくれるよ う頼んだ上、「自分もB住職も危ない。」「C党と連絡をとって、交渉をするのか しないのか、代理人でもいいからきちんと前に出てきて話をしてくれ、そうしない とC党に殺される。」などと伝えてくれるよう頼んだ。

Uの公判供述の信用性 前記のとおり、Uは、公判廷において、Dや被告人から脅迫された際の状況について、自己の心情を交えながら、「住職の首と一五億を持ってこい。」などと特徴的な言葉を挙げるなどして詳細に供述している上、その公判供述の内容にも特段不自然、不合理な点は認められない。また、八月一三日にC党事務の方法は表現の方法にも関するという。 所を訪れた際の状況については、その後、B住職に会うために行った場所やその行 った順番の点で若干の食い違いが認められるものの、概ねW1の検察官調書の内容 とも符合している。もっとも、W1は、公判廷において、「なめたらぶっ殺す ぞ。」という言葉については言われた記憶がなく、検察官にも訂正の申立てをした

と述べるが、W1の検察官調書には、訂正の申立てがなされた旨の記載はなく、その後の検察官の対応についても曖昧な供述をしているほか、前記のとおり、右検察官調書にはUの供述と食い違う記載もあり、検察官がW1の供述をUの調書に合わせようとした事情も窺えないことからすると、W1の右公判供述をたやすく信用することはできない。

こうしたことからすると、Uの検察官調書は信用することができ

(2) 被告人の公判供述とその信用性

ア 被告人の公判供述の要旨

る。

た。

イ 被告人の公判供述の信用性

前記のとおり、被告人は、Uを責めたのは、B住職に対して金員を要求するためではなく、R1に仲介人としての独自の責任を取らせるためであった旨供述している。確かに、六月一一日に予定されていたB住職とDとの会談が、B住職の申出により、中止になり、それ以降、DらがB住職と接触することができなかったという客観的状況に照らせば、被告人らが、B住職に対して金員を要求することを諦め、この際、R1に仲介人としての責任を果たすよう要求して、少しでも金員を得ようとしたとしてもおかしくはないし、この点、Dも、公判廷において、R1に仲介人としての責任をとってもらい、金銭で解決することを考えていた旨供述しているところでもある。

成しているところでもある。 しかしながら、①Uは、六月一○日、B住職から委任契約を解除する旨告げられたとはいえ、それまでは、B住職の代理人として、Dらとの交渉につていたものであること、②被告人が、Uに対し、「住職の首と一五億を持ってした後、C党の車でM2警察署などに行き、③Uが、八月一三日に渡したる話みでは、大人の車でM2警察署に行き、の見と被告人がR1に渡したる話のとより、て党の車でM2警察署にて行き、Dと被告人がR1に渡したな書からいること、④前記のとおり、七月二二日にとって重要な行事であるおいぶっとと、4前記のとおり、本方にとっ期限としているといるの要求内容、右方目がAもとの期限としていないか、到金したもとれるDらの変渉した時点では、A寺にのおり、R1から多額の止に入るの時点がUと交渉した時点では、方規は表れていると、第4年との時点をおり、B住職との会談が、近月人にであること、⑤A寺とR1の記記であり、B住職との会談が、近月人にであること、⑥自体職をOを中傷する内にであるに対しているとも、C党員が、B住職らに対するが、A寺にているに、なおおり、B住職らにでも、C党員が、B住職らにでも、C党員が、B住職らにでも、C党員が、B住職らにでも、でも、C党員が、B住職らにでも、でも、と対けているが、たとえ、B住職の点に、表示を表示して、なおおりに、表示を表示して、よりに対して、A寺のに、表示を表示しているが、たとえ、B住職をころでは、大きないると聞いていた。

A寺から追い出したとしても、それによって、Dらが金員などの経済的利益を手にできるわけではなく、その他現況を打開できる見込み等何ら存しないにも関わら、 ず、Dが人的にも物的にも多大な負担を余儀なくされる街頭宣伝活動等を単にB住 職をA寺から追い出すために続けていたとは考えにくく、右供述は信用できな い。)、⑦被告人自身、八月二九日及び九月五日、X1に声をかけて呼び集めた暴 力団関係者と見られる者とともに、A寺境内を歩き回っている上、前記第三認定の とおり、九月五日、B住職方をのぞき見たりしていることなどからは、Dが検察官 調書において供述するとおり、八月一三日及び一八日の時点において、被告人らが、B住職に対して金員を要求することを諦めていたとは考えられず、Uを脅せば、Uがその旨をB住職らに伝えることになり、B住職を脅迫することになるこ を認識していたと推認され、結局、UをしてB住職に同人を畏怖させるに足りる事項を伝えさせて、同人を畏怖させ、同人に金員を支払わせるため、Uを脅迫した

と考えるほうが合理的である。被告人らは、あくまでも、B住職に対して金員を要求してもその目的が達せられない場合の予備的・二次的なものとして、R1に対し仲介人としての責任を追及していたにすぎないとみるのが自然である。
さらに、被告人は、公判廷において、Uに対して、約束を守るよう言ったなどと供述しているところ、被告人らがそれ以前にUやR1と何らかの約束をしたような事情は窺われないことに鑑みると、「約束」とは、DとB住職の約束をしたような事情は発われば、地生人自身を受け、お供えば、DとB住職の約束 を指すものとしか考えられず、被告人自身矛盾した供述もしている。

こうしたことからすると、被告人の公判供述は信用できない。 小括

以上のとおり、信用できるUの公判供述によれば、被告人は、Dとともに、Uをして、B住職らに対しB住職を畏怖させるに足りる事項を伝えさせて、 同人を畏怖させ、同人に金員を支払わせるため、Uを脅迫したものと認められる。

(二) Dの被告人に対する説明内容

Dの供述要旨とその信用性

Dの供述要旨

Dの捜査段階の供述要旨

Dは、被告人をC党に誘った際に、同人に説明した内容について、「一二月上旬には、何度か電話で、被告人に連絡を取り、C党に参加するよう誘った。(中略)私は、C党を設立して、A寺を攻めるに当たっては、金のにおいをかいだ様々なやくざ組織が介入してくることを予想していたから、そのやくざ組織が加えば、ないには、ないになり、 織を押さえる人材が欲しかった。(中略)私は、被告人に「A寺という寺があり その寺から石屋が追い出された。その石屋を復帰させるか、石屋の立退料として金 を取るために、右翼団体を作って寺を攻める準備をしている。そっちの仕事がうま く行ってないなら、こっちに来て手伝わないか。」などと言って誘い、被告人もこ の話に乗ってきた。」などと供述している(甲一五九)。

Dの公判供述の要旨

これに対し、Dは、公判廷において、要旨以下のように供述して

いる。

平成一○年一二月ころ、被告人に声をかけた。被告人は何もして ないし、大阪にいるよりは東京に出てきたほうがいいんじゃないか、石屋を復帰さ せる話で仕事が安定すれば永久的にこちらも安定するからどうだという話をして誘った。寺も資金力があるからやくざ者を頼んでくるなり、何かやってくるだろうと思った。そのときに、一人で対処するのは無理なので力になってくれる人間が必要 だった。被告人に対しては、Q1に話したのと同じ内容、すなわち、石屋を復帰さ せる仕事をするので、時間もかかるだろうが、うまくいけば寺の仕事ももらえるし 寺の墓地の権利が半分入る、そうすれば安定するんじゃないかという話をした。 Dの供述の信用性

前記のとおり、平成一○年一一月の時点で、D、N及びMの間で 日記のとおり、平成一〇中一一月の時点で、D、N及びMの間で、A寺にN石材店の復帰を要求するとともに、それが無理な場合には同店の立退料名目で、A寺側に対し金員を要求するとの合意が成立していたと認められるところ、Dは、自ら被告人と連絡をとって、被告人を誘い、被告人をC党最高顧問として迎え入れており、その後も、被告人に対しては、他の党員とは異なり、C党事務所と は別にマンションの一室を用意し、多額の金員を与えるなど、被告人を自らの片腕としてそれ相応の扱いをしていることからすると、Dが被告人をC党に誘い入れたのは、右合意を実現していくに当たっての協力を得るためとみるのが自然であり、

誘い入れる際、被告人に対して、右合意の内容と異なる話をするのは不自然であ

り、Dの公判供述よりも検察官調書のほうがその内容は合理的である。また、Dの検察官調書の内容は、Dの公判供述の内容より被告人にとって不利なものになっているが、Dと被告人との関係からすると、Dが被告人に有利な供述をする可能性はあっても、ことさらに被告人に不利な虚偽の供述をして被告人に本来負うべきでない刑事責任を背負わせるようなことをするとは考え難い。さらに、前記

のとおり、被告人は、Dとともに、Uをして、B住職らに対しB住職を畏怖させるに足りる事項を伝えさせて、同人を畏怖させ、同人に金員を支払わせるために、Uを脅迫したと認められるのであるから、当然、それ以前に、Dとの間で、B住職から金員を喝取することを通謀していたと推認され、Dの検察官調書はこのこととも矛盾していない。加えて、Dの公判供述は変遷しているが、その理由について、Dが説得力のある説明をなしえていないことも、既に、D、N及びMの共謀に関し、Dの公判供述の信用性を検討した際(前記三1(一)(2)イ)に触れたとおりである。

これに対し、弁護人は、①Z1、Q1、A2、D1も、検察官調書においては、C党の設立目的ないし活動目的は、A寺から金員を喝取する目的であった旨供述しているところ、当公判廷において証言した際には、これを覆し、その目的は、N石材店の復帰であった旨供述しているが、同人らの公判供述によれにこうした検察官調書は、検察官が、当初からC党はA寺から金員を喝取する目的であるとの予断や偏見に基づいて取り調べた結果作成されたものであることが明らかであるから、C党の党首であるDに対しては、<math>Z1ら以上の予断と偏見に基づいて取調べが行われたことは推認するに難くない、②Dは、捜査段階から本件について、自己の責任を認める供述をしている上、自己の公判においても、自己の刑事責任を認め、公訴事実を争わなかったのであるから、こうした対応を採ったDの説明が、歯切れが悪く、首尾一貫しない説明になることも、無理からぬものがあることに注意を払う必要がある旨などと主張する。

よって作成されたということはできない。 また、弁護人が指摘する②の事情やその余の弁護人が主張する事情を考慮しても、供述の変遷に関するDの説明は、やはり不合理であるといわざるを得ない。

こうしたことからすると、Dの公判供述は信用できず、Dの検察官 調書のほうが信用できる。

(2) 被告人の公判供述とその信用性

ア 被告人の公判供述要旨

これに対し、被告人は、公判廷において、要旨以下のとおり、供述

する。
平成一○年一一月か一二月ころ、東京に飲みに来て、Dの部屋に泊まった際、Dから、寺に何十年か何百年か出入りしていたのに、寺から一方的に解雇されて困っている石屋がいる、この石屋を元に戻して一緒に仕事をするから、これである手伝わないかということを聞いた。年が明けてからとのことだったので、ええよ、声かけてと軽く社交辞令として返答した。NとはDの紹介で知り合った。Mとは会ったこともないし、名前も知らない。平成一一年一月ころ、Dから、三人の回電話がかかってきて、部屋もこっちで段取りするから上京し、仕事を手伝っていたと言われたが、私は、今用事がある旨答え、先延ばしにした。二月に入り、「A寺のBという坊主と石屋は先代からの付き合いだ三日に上京した後、Dから、「A寺のBという坊主と石屋は先代からの付き合いだ

が、今度の坊主に代わって、一方的に契約を解除した。この坊主は女好きで、毎日飲み歩いてとんでもない奴だ。それで、石屋が困っているから、石屋のために一肌 脱いで、何とか元のさやに納めて、自分も今後その石屋と仕事をして いくから。」と聞いた。私が、「そんな悪い坊主だったら、何も遠慮することはない。飲んでる先見付けて、刀でも突き付けて、こらと言って脅したら、それで済む い。臥んてる元兄刊りて、刀でも矢さ刊りて、こらと言って質したら、それで済むんやないか。」と言ったら、Dは、「いや、兄弟、そんな手荒なことをしちゃいかん。仕事をするんだから、兄弟は何もせんでええ。ぶらぶらしておってくれたらええ。」と言った。私が、「ぶらぶらしてるんだったら、俺大阪へ帰る。」と言うと、Dから、「いやいや、こっちにおってくれたら、兄弟がおるだけでほかの党員がみんなしゃきっとするから、とにかくぶらぶらしておってくれたら小遣い渡すからそうしておいてくれ。」と言われた。その際、復帰のために右翼団体を結成し、街宮活動をがんがんやるという話けなかった。Dから説明を受けた際に、石屋の復 街宣活動をがんがんやるという話はなかった。Dから説明を受けた際に、石屋の復 帰はダミーであるとか、石屋の復帰がうまくいかなかったら、二段構えで立退料だ などという話は聞いていない。私は、介入してくる人間とのトラブルを解決すると きの手助けをDから期待されていることは暗黙のうちに分かっており、相手のやく ざが出てきたら知らん顔はしないつもりだった。Dからは、石屋が復帰できて、一 緒に仕事をしたら、毎月五○万円から一○○万円渡せるようになると言 われていた。

被告人の公判供述の信用性

確かに、被告人は、右のとおり、DからC党への参加を誘われた際 に、同人から説明を受けた内容について、具体的に供述しているし、その内容は、 Dの公判供述とも符合するところではある。 しかしながら、Dの公判供述が信用できないことは先に述べたとお

,また、Dから、B住職に対して、N石材店の復帰を要求していくと説明 を受けたとする内容が不合理であるのも、既にDの公判供述の信用性を検討した部 分で触れたとおりである。さらに、前記のとおり、Dは被告人に対し、多額の金員を提供しているのであるから、当然被告人にそれに見合う相当の役割を期待してい るはずであって、その点について何ら説明を受けず、ただぶらぶらしていてくれればいい旨言われたというのも不合理であるといわざるを得ない。また、被告人の公判供述は信用できるDの検察官調書の内容と食い違っており、これとの対比におい ても信用し難い。

よって、被告人の公判供述は信用できない。

小括

以上のとおり、信用性の高いDの検察官調書によれば、平成一○年一 二月ころ、Dは、被告人に声をかけた際、B住職に対し、N石材店の復帰又は同店 の立退料名目で金員を要求するつもりである旨説明したものと認められる。

(三) Dと被告人との共謀についての小括

そして、平成一一年一月末ないし二月初旬ころ、被告人が大阪から上京し、Dの用意したマンションに住み、C党事務所に出入りしていることなどからすれば、被告人は、遅くとも、その時点においては、Dの依頼を受けるつもりでいたものと認められる。そして、長年暴力団員として活動してきた被告人の経験や、実際に、F1に設置されたC党の看板や街頭宣伝車なども目にしているものと推認できることからは、右翼団体を作って寺を攻めるというDの言葉の意味するところも 十分に理解できたものと考えられるのであるから、この時点において、被告人とD との間に、B住職に対して、街頭宣伝活動等の脅迫行為を行って、N石材店の復帰 又は同店の立退料名目で金員を要求して喝取する旨の共謀が成立したものと認めら れる。さらに、平成一一年二月には街頭宣伝活動が、三月にはC党員によるビラ配 布や境内の徘徊などが開始されているところ、被告人が当時F1に居住していなかったとはいえ、同所からそれほど離れた場所に居住していたわけではなく、上京し てきた経緯やDとの関係なども考慮すると、当然これらのC党の活動を認識していたものと推認できるし、また、これらの活動等がA寺とN石材店との関係に与える影響等をも容認していたものと認められる。こうした事情からすると、被告人も、遅くとも、本件犯行が開始される四月二七日ころまでには、N石材との復見がA・大型に変せれた。 店の復帰がA寺側に受け入れられる可能性が乏しいことを認識していたとしても不 自然ではない。もっとも、被告人が、この時点において、Dらと同様に、N石材店 の復帰をほぼ諦め、同店の立退料名目で金員を要求していくと認識するに至ってい たとまで認定するのは困難なところがあり、そうだとすれば、結局、被告人とDの認識には若干相違があったことになる。しかしながら、前記のとおり、平成一一年 一月末から二月初旬の段階で、両者ともに、重点の置き方等に程度の差こそあれ、 B住職に対して、街頭宣伝活動等の脅迫行為を行って、N石材店の立退料名目で金 員を喝取することも認識・認容した上でその旨の意思の連絡もあったと認められる 以上、なお、この時点において、両者間で恐喝罪の共謀が成立していたものという ことができる。

兀 結論

以上によれば、被告人は、平成一一年一月末から二月初旬の段階で、D、N 及びMとの間で、Dをかすがいとして、相互に意思を通じ、B住職に対して、街頭 宣伝活動などの脅迫行為を行って、N石材店の立退料名目で金員を喝取することを 含めた共謀を遂げていたと評価することができる。そして、前記のとおり、D、N 及びMの間の共謀、D及び被告人の間の共謀の内容は、時間の経過とともに、N石 材店の復帰を要求するか否か、また、その要求の重点の置き方等について、若干異 なるところがあるものの、本件犯行が開始される時点においても、いずれも、B住 職に対し、街頭宣伝活動等の脅迫行為を行って、N石材店の立退料名目で金員を喝取することをその内容として含むものであったと認められる以上、被告人、D、N

及びMの間で恐喝の共謀が成立していたものと評価することができる。 そして、これまで検討してきたとおり、①被告人が、八月一三日及び一八日に、Uを脅迫するなど、恐喝の実行行為をも分担していることが認められるのみな らず、②被告人が、四月中旬ころ、DとS1との交渉の場に同席していること、③ 被告人が、六月一一日に、R1事務所において、DがR1に対し、B住職との面談を再度求めた場面に同席し、さらに、七月二二日ころにも、DとともにR1事務所を訪れ、R1に対し、B住職に対する具体的な要求内容について記載された書面を 交付し、その履行を求めていること、④被告人が、C党員とともに、数回ほど、A 寺境内を歩き回り、八月二九日及び九月五日にも、X1を通じて呼び集めた多数の 暴力団関係者と見られる者とともに、A寺境内を徘徊していること、⑤被告人が、 Dにおいて、B住職らを誹謗中傷する内容の機関誌やビラを作成した際、内容を確 認した上、Dにアドバイスをしたことがあること、⑥被告人が、前記第三認定のとおり、九月五日、B住職方をのぞき見たりもしており、B住職に対する嫌がらせと評価される行為を行っていること、⑦被告人が、Dから多額の金員を受け取っていること、⑧被告人がC党の最高顧問の地位にあったことなどの事実に 鑑みれば、被告人は、判示第五の恐喝未遂罪の共同正犯の責任を負うというべきで ある。

(累犯前科)

被告人は、(1)昭和五九年六月一九日大阪地方裁判所で殺人、銃砲刀剣類所持等取 締法違反の罪により懲役一○年に処せられ、平成六年一○月四日その刑の執行を受け終わり、(2)その後犯した住居侵入、傷害罪により平成九年三月二六日岡山地方裁 判所津山支部で懲役一年四月に処せられ、平成一〇年八月二七日右刑の執行を受け終わったものであって、この事実は検察事務官作成の前科調書(乙四)及び(2)の前科に係る判決書謄本(乙八)によってこれを認める。

(公訴棄却の主張に対する判断)

公訴棄却の主張に対する判断

弁護人は、判示第一の事実について、警視庁M2警察署(以下「M2署」と) の警察官が、平成一一年四月五日(以下年月日は特に表示しない限り、い ずれも平成一一年である。)、C党事務所を訪れ、本件被害品であるビデオテープ の返還を求めた際、同党幹事長Q1に対し、右ビデオテープを返還すれば事件は終 了する旨申し向け、Dの同意を得たQ1から任意提出を受けたなどの事情があるか ら、本件起訴は公訴権の濫用に当たり、公訴棄却されるべきであると主張している ので、以下検討する。

B2らとQ1との間の不立件約束

Q1は、公判廷において、「M2署の公安係の警察官二人が、「二、三日前に、会長(Dを指す。以下同じ。)らが警備員から取り上げたビデオがあるだろう。それを返せ。返さなければ事件になる。今日返せば事件にならない。」と言うので、会長に電話でその旨連絡すると、会長から、「それは大変なことだ。じゃ ので、会長に電話でその旨連絡すると、会長から、「それは大変なことだ あ、すぐ返せ。」と言われたので、ビデオテープを返した。」などと供述してい る。

右Q1の公判供述は、警察官二人との会話内容など、具体的かつ詳細であるし、M2署警備課課長代理C2外一二名作成の一一〇番処理及び臨場等報告書(甲 九八、一二二)に、「「本件については、被害届に基づき四月五日捜査係において C党に赴き「被害届」が出ていることから捜査をするが、被害が回復すれば事件は終了する。」と申し向けたところQ1からビデオテープー本を任意提出させ、被害を回復した。」などとして、右Q1の公判供述に沿うような記載があることなどに鑑みると、その信用性を肯定できるようにも思われる。

しかしながら、当日、C党事務所に赴き、Q1から、本件ビデオテープの任意提出を受けたB2及びD2は、Q1に対し、本件について被害が回復すれば事件は終了するなどと述べたことはないなどとして、Q1の公判供述に反する内容の供述をしているし、Dも、Q1から、ビデオテープを返せばどうなるかという話は聞いていないなどと供述しており、Q1の公判供述は、関係者の供述と食い違う内容になっている。

さらに、Q1の検察官調書は、Q1が執行猶予判決を受けた三日後に作成されたもので、自己に有利な判決を得ようと捜査機関に迎合した供述をする必要性もなく、Q1があえて自己の経験に反する供述をする理由も見いだせないのに対し、Q1の公判供述は、C党党首であったDや同党最高顧問の被告人、さらには傍聴しているC党関係者の面前でなされたものであるから、Q1が従前の上下関係などの影響を受けて、Dや被告人の主張に沿うように供述を変遷させた可能性も否定できない。

なお、一一〇番処理及び臨場等報告書については、D2は、ビデオテープを 領置したことをC2に報告した際、「被害品が返ってくれば、事件としては難しい のかな。」という程度の感想を述べたので、C2が誤って右報告書にそのような記載をしてしまったのではないかと説明しているが、そのよう身は信常書の作同ではないかと説明しまれた際、C党事務所に同ておられたの内容を確認しておらず、C2自身は任意提出された際、C党事務所に同ていないことがらすると、両者の意思疎通が十分図られなかったことはでしていない記載がなされた可能性も否定できず、必ずしもこの記載をもっこととはでような記載がなされた可能性でデオテープを任意提出されない。お2とり2の両名は、そもそも本件の捜査担当ではないまた、B2とD2の両名は、そもそも本件の捜査担当ではないまた、B2とD2の両名は、そもそも本件の捜査担当ではない。また、B2とD2の両名は、で被害届を受理したことから、B2としては、犯行当日に当直勤務をしていて被害届を受理したことが害ものではない。また、B2とD2の両名は、で被害届を受理したことから、B2としては、犯行当日に当直勤務をしていて被害届を受理したことが表表をB2の案内役として同行したものであることからすると、両名がその判断で本件を不問に付すということを明言し約束できる立場にはなかったものと考えられる。

そうすると、Q1の公判供述は、信用することができず、B2らがQ1に対し不立件の約束をしてビデオテープを任意提出させたとは認められない。

2 C2とDとの間の不立件約束

前述のとおり、Dは、公判廷(第八回)において、ビデオテープを返却して

したがって、公訴棄却を求める弁護人の主張は理由がない。 (量刑の理由)

本件は、東京都世田谷区所在の名刹として知られるA寺と従前その墓地の管理等を行っていたN石材店との間で、以前から墓地管理委託の解除等を巡って民事とが続いていたところ、被告人が、(一)N石材店経営者のN及び同人からA寺との登渉を依頼されたDらと共謀の上、B住職からN石材店の立退料名目で多額のの最いとするC党の名前を明示しながら、五か月余りの間とまりと立て、Dを党首とするC党の名前を明示しながら、五か月余りの間とませれ、同にわたって、街頭宣伝活動や中傷ビラの配布等の脅迫行為を繰り返した日間に対し暗に金員を要求したが、未遂にとどまったという事案(判示第一の事備員からビデオテで、A寺内の警備やB住職の身辺警護に当たっていた警備会社の警備員からビデオテで、A寺内の警備やB住職の身辺警護に当たっていた警備会社の警備員からビデオテで、A寺の警備員に対して脅迫したという事案(判示第二の事実)、(四)C党に出入いたKと共謀の上、B住職の実姉夫婦宅に、けん銃で銃弾二発を発射したという事案(判示第四の事実)、さらにA寺関連ではない、被告人が同乗していた乗用車とが接触したことに因縁を付け、同人から迷惑料名下に金屋を喝取しようとしたが、未遂にとどまったという事案(判示第三の事実)であるア

る。 まず、犯情悪質な判示第五の犯行についてみるに、本件は、右民事紛争に介入し てA寺から多額の金員を脅し取ろうと考えた被告人らが、右翼を標榜して街頭宣伝 活動等を行うことでB住職に圧力をかけ、同人が話合いに出てこざるを得ない状況 を作出し、同人を直接脅迫し、目的を実現しようとしたもので、あらかじめ政治団 体を設立し、その旨届け出て事務所を開設し、街頭宣伝車や実際に活動を行う者な ど人的物的な準備を整えた上で行動を開始し、次々に脅迫行為に及んだという組織 的かつ計画的な犯行である。犯行態様は、街頭宣伝活動や中傷ビラの配布等の方法 でB住職を脅すという極めて悪質なものであるが、具体的には、まずA寺の檀家総 代等に対して街頭宣伝活動を行い、徐々にB住職やその妻を標的にし、街頭宣伝活 動や配布ビラの中で、B住職らのプライバシーを暴きたてたり、虚構の事実を作出 して誹謗中傷したりといった人格非難を繰り返し、さらにはB住職らの親族宅にま で街頭宣伝活動の範囲を広げるなど、そのやり方は卑劣としかいいようがない。脅迫行為は、判示のような多数回に及んでいて、耐えかねたB住職がいったんは被告 人らの不当な要求に応じるかのような姿勢を示したものの、周囲から の忠告を入れて翻意し、右要求を拒絶する姿勢に転じた後は、さらに激しさを増し た脅迫行為が繰り返されており、結局その期間は五か月以上もの長期にわたってい る。この間誹謗中傷と激しい街頭宣伝活動等にさらされ、いたたまれない日々を送 っていたB住職やその妻、その他街頭宣伝活動対象者の心労は、言葉では表現でき ないほどであり、困惑と恐怖の渦中に陥れられ、神経性の疾患を発病するなどした 者もおり、精神的にも相当の痛手を負ったものといえる。こうしたことからする

と、B住職らが、被告人らの逮捕によって、脅迫行為が収束し、平穏な生活を取り戻した現在においても、被告人らの厳重な処罰を望み、被害感情にも非常に厳しいものがあるのも当然である。また、B住職が被告人らの金員要求に応じなかったことから、本件は未遂にとどまったものの、A寺側は警備会社への長期にわたる警備依頼によって、多額の支出を余儀なくされたほか、窮地に立たされたB住職が本件の解決を知人に依頼し、被告人らとの仲介役となったUらに手数料名目で多額の金員を提供していることからすると、本件に関連してB住職らA寺側が被った財産的損害も大きい。さらに、直接の街頭宣伝活動対象者ばかりでなく、周辺

住民も長期間にわたり激しい街頭宣伝活動やC党員の徘徊等によって、不安な生活を強いられたのであって、本件が地域社会に及ぼした影響も軽視できない。

被告人は、街頭宣伝活動やB住職との交渉に直接的に関与した部分はほとんどないものの、C党最高顧問の肩書きを有し、他の暴力団が介入してきた際にはこれでした。また、右Uを脅迫するなど本件犯行の実行行為の一部分も行っている。C党最高での交渉や具体的犯行計画の策定などで、A寺との交渉に介入してるる場別団に対応するまでの余力がないことから、被告人を大阪から呼び寄せたものを暴力団に対応するまでの余力がないことから、被告人を大阪から呼び寄せたものをあるが、前記のとおり、被告人はこうしたDの期待に十分に応えたものといる、A寺とN石村店との民事紛争に介入し、A寺側から多額の金員を引き出そうとして、Dの誘いを受け入れ、もととを理解した上で、自らもその利益に与かろうとして、Dの誘いを受け入れ、被告とを理解した上で、自らもその利益にあからも、C党員の食事代などを示第五の犯行に関与したもので、その利欲的動機に酌量の余地はない。また、被告人が、Dから多額の金員の提供を受けたほか、Nからも、C党員の食事代などもして、相当額の金員を捻出させていることも見逃すことはできない。こうにないますると、被告人の責任は、共犯者の中でも相当に重い。

されたような場合、言い逃れできるよう、狡猾なアドバイスもしているのであって、犯行後の事情も芳しくない。また、判示第二の犯行は、被告人が、B住職方をのぞいていたところ、被害者から注意されたことに腹を立て、同人に対し、Fと共同して脅迫を加えたというものであるが、被害者は、B住職の身辺警護や墓地内の警戒など警備員としての任務を忠実に遂行したにすぎないのであるから、かかる被害者の行動に怒りを覚えたというのは誠に身勝手といえ、その動機に酌量する余地はない。被告人ら複数のC党員から暴行等を受けた判示第一及び第二の被害者の恐怖感は相当なものであったと推察される。

また、判示第四の犯行は、その法定刑が示すとおり、それ自体重大な犯罪である。そして、被告人が犯行を否認しているため、その真の狙いは明らかではないものの、B住職の実姉夫婦宅への発射であったことからすると、これもB住職に対する脅迫の一環と考えられ、やはり、A寺に対する恐喝行為の中で発生した一連の事件と位置付けられるものといえる。Kが公道上からL方目がけて発射した銃弾は、一発はガラス窓のアルミサッシに着弾してアルミサッシを凹損させ、もう一発はガラス窓を貫通して、内壁にめり込むなどしているところ、銃弾が撃ち込まれたとをとって、銃弾を撃ち込まれたLらの恐怖感は、極めて強く、処罰感情が終え、突如として、銃弾を撃ち込まれたLらの恐怖感は、極めて強く、処罰感情が必要るのも当然であるといえる。銃弾によって破壊されたガラス窓や内壁など損害もさることながら、さらなる攻撃に怯えたLらがその後の対策等に費やした費

用も相当額に上っているし、閑静な住宅地で敢行された本件は、周辺住民に強い不 安感を与えたもので、地域社会に及ぼした影響も看過することはできな

A寺関連ではない判示第三の犯行についてみるに、被告人は、被害者の 代理人である弁護士が提示した解決案をはねつけ、高額な迷惑料を要求した上、右 要求に従わなければ、C党員らが被害者の生命、身体等にいかなる危害を加えるか も知れない気勢を示して脅迫したもので、その犯行態様は悪質である。暴力団員である被告人から、右のように脅された被害者の恐怖感は強く、一時期はC党員らが 事務所に押し掛けてくることを恐れ、出社を控えたほどであって、その処罰感情が厳しいのも理解できるところである。被告人が、判示第三の犯行に及んだのは、利 欲目的以外にはなく、動機に酌量の余地はない。 このような重大で悪質な犯罪行為に及んだにもかかわらず、被告人は、判示第一

の事実を除いて、捜査段階から一貫してその犯行を黙秘あるいは否認した上、公判 廷においても、不合理な弁解をしているものであって、反省の情は認められない。 その他、被告人は、暴力団員として活動している期間も長い上、前記累犯前科を含め懲役刑に処せられた前科数犯を有し、相当長期間服役したことがあるにもかかわ らず、またもや本件各犯行に及んでいるのであって、規範意識が明らかに欠如して

これらの諸事情に照らすと、被告人の刑事責任は誠に重大である。他方、犯情悪質である判示第五の恐喝未遂において、被告人が相応の役割を果た したことは否定できないものの、そもそも、A寺から多額の金員を喝取することを計画し、別紙記載の個々の脅迫行為の具体的計画を立案し、C党員に実行させていたのはDであって、犯行の首謀者たるDのそれと比べれば、被告人の刑事責任はいくぶん軽いものにとどまっていること、判示第一の被害品であるビデオテープは返還されていること、判示第三及び第五の犯行は未遂に終わっていること等、被告人によって判例する。 にとって斟酌すべき事情も認められるが、これらの事情を十分勘案しても、本件事 案の重大性、犯行態様の悪質さ、生じた結果、被害者及びその周囲の者に与えた影 響、被告人の果たした役割、共犯者らの刑責との均衡等からすれば、主文掲記の刑 は免れないと判断し、主文のとおり量刑した。

よって、主文のとおり判決する。

(求刑 懲役一六年)

(別表略)

平成一五年一月二四日 東京地方裁判所刑事第九部

> 裁判長裁判官 安井久治

> > 裁判官 宮武 芳

> > 裁判官 鎌倉正和